

第 4 回庄内南部地区合併協議会 会 議 録

期 日：平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日（木）

場 所：温 海 町 ふ れ あ い セ ン タ ー

第4回庄内南部地区合併協議会 会議録

○日 時 平成14年12月26日(木) 午前11時～

○場 所 温海町ふれあいセンター

○次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第7号 庄内南部地区合併協議会専門部会の設置について

報告第8号 行政現況調査の実施について

(2) 協議事項

議案第6号 平成14年度庄内南部地区合併協議会補正予算(第1号)

4 市町村政の現状・方針等の研修会

(1) 櫛引町

(2) 温海町

5 市町村合併研修会

講師 山形県総務部市町村課長 宍戸邦久氏

6 閉 会

○出席委員等

役職名	区 分		氏 名	役職名	区 分		氏 名
会 長	鶴岡市長		富塚 陽一	委 員	櫛引町	町長	阿部 千昭
副会長	三川町長		佐藤 京一	委 員	三川町	議員	菅原 元
副会長	鶴岡市議会議長		本城 昭一	委 員	朝日村	識見を有する者	長南 源一
副会長	櫛引町議会議長		遠藤 純夫	委 員	温海町	議長	大滝助太郎
委 員	鶴岡市 藤島町 羽黒町	議員	菅原 信喜	委 員	温海町	議員	須藤 栄弘
委 員		議員	榎本 政規	委 員	温海町	識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員		助役	芳賀 肇	委 員	温海町	識見を有する者	鈴木 正士
委 員		識見を有する者	大瀧 常雄	委 員	温海町	村長	佐藤 征勝
委 員		識見を有する者	竹内 峰子	委 員	温海町	議長	小野寺賢治
委 員		識見を有する者	菅原 一浩	委 員	温海町	議員	進藤 篤
委 員		町長	阿部 昇司	委 員	温海町	識見を有する者	清野 豊春
委 員		議長	高橋 徳雄	委 員	温海町	識見を有する者	渡部 長和
委 員		議員	押井 喜一	委 員	温海町	町長	佐藤 正明
委 員		識見を有する者	富樫 達喜	委 員	温海町	議長	本間 毅
委 員	羽黒町	識見を有する者	伊藤 忠	委 員	温海町	議員	富樫 栄一
委 員		町長	中村 博信	委 員	温海町	識見を有する者	齋藤 金一
委 員		議長	今井 勇雄	委 員	温海町	識見を有する者	佐藤喜久子
委 員		議員	富樫 孝一				
委 員		識見を有する者	呼野 祝二				
委 員	町	識見を有する者	高橋 澤				

会長・委員 37名

○欠席委員 前田 藤吉委員

○出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町企画課長	小林 良市
〃 総務主幹	阿部 一也	三川町企画課長	福田 和子
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村企画課長	伊藤 英之
藤島町企画課長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	渡部 仲峰		

○ 出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	佐藤 和雄
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	佐久間忠勝
総務主幹	阿部 一也	調査計画主査	東海林良哉
調査計画主幹	斎藤 雅文	調査計画主査	土田 宏一
総務主査	成田 弘	総務係長	渡部 功
総務主査	吉住 光正	調査計画係長	柳生 晃

1 開 会（午前11時00分）

- 芳賀 筆事務局長** それでは、皆さんおそろいになりましたので、ただ今から第4回庄内南部地区合併協議会を開催させていただきます。

2 会長あいさつ

- 芳賀 筆事務局長** 初めに、本協議会の会長であります富塚鶴岡市長より、ごあいさつを申し上げます。

- 富塚陽一会長** 本日は、年末押し迫りまして、またお忙しいところ、悪天候の中、このようにたくさんお集まりいただきまして誠にありがとうございます。そして今日このような立派な会場を使わせていただいて、また、いろいろお世話をくださっております温海の町長さん、議長さん、温海町の富樫委員さん始め関係の方々、どうもありがとうございます。

12月定例会がそれぞれ終わったわけではありますが、町村長さん、あるいは議長さん、議員さんには、いろいろ合併問題について熱心なご討議をなさったと伺っております。それぞれ重要な課題について、真剣なご討議をいただいたとお聞きしておりますが、いずれにいたしましても、本質的に深く理解のできるようなレベルまでにはなかなか行っておらないのは、やはり十分納得できるような作業が進行してないこともあると思いますので、いい結果が生まれるように、厳しい時代でもきちんと乗り越えていけるような答えを得られるものと確信をしながら、引き続き事務局に作業の進行を督励していきたいと思っておりますし、来年も先生方には各方面でいろいろご指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

今日は、予定のとおり予算案その他、関係のご報告など、やや事務的になると思いますが、ご報告を申し上げ、ご協議をいただき、そして、前は総務省の担当官から合併問題についてのご講演をいただきましたけれども、ご出席いただけなかった方もおられたようでありますし、また県サイドの見解もあるだろうと思いますので、県の市町村課長から来ていただいて今日はいろいろお話を承ることにしております。どうぞ遠慮なく活発なご質問を出していただいて、実りある、所期の目的が達成されますように、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議 事

（1）報告事項

報告第7号 庄内南部地区合併協議会専門部会の設置について

- 芳賀 筆事務局長** それでは議事に入らせていただきます。議長は協議会の規約に基づきまして、富塚会長をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- 富塚陽一会長** 本日の日程に入らせていただきます。ただ今申し上げましたとおり、

講演会もありますので、大変長時間にわたりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず報告をお願いします。報告第7号 庄内南部地区合併協議会専門部会の設置について、事務局から説明してください。

- 芳賀 筆事務局長** それでは私の方から、報告第7号についてご説明申し上げます。資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

専門部会活動の目的としましては、協議会規約第3条に掲げる1号から3号までの三つの項目について、専門的に協議、調整するために、協議会事務局規程に基づきまして、総務部会を始め9部会を設置するものであります。

それぞれの部会につきましては、5ページの別表1にありますとおり、部会長、副部会長が構成市町村の部課長より選出されております。また、全体の進行管理や複数部会にわたる事項の調整等を行なうため、部会連絡調整会議を設置いたします。なお、専門部会の事務局は部会長の所属市町村担当課に置き、さらに協議会事務局においても各専門部会の担当者を置き、双方で連携を取りながら業務を進めていくこととなります。

また、分科会は専門部会での専門的な調査、研究、調整を行なうため設置するもので、分科会長は構成市町村の担当課長の互選により選出することになっております。なお、分科会につきましては、6ページの別表2のとおり、総務部会の場合は庶務・人事・選挙管理分科会を始め6分科会に分かれております。それから、住民生活部会に住民分科会を始め5分科会、健康福祉部会は4分科会、農林水産部会は4分科会、建設部会は3分科会、教育部会は3分科会、そして商工部会と観光部会、それにまちづくり部会につきましては、分科会を置かずにそのままの構成で活動してまいります。

次に4の専門部会の本年度の所掌業務につきましては、(1)まちづくり・建設計画の基礎調査・計画課題の整理では、といたしまして基礎資料の整備、分析として、行政分野毎の基礎データの現況把握・分析を実施いたします。といたしまして、市町村の総合計画等の収集・検討として、市町村の総合計画や実施計画の収集・分析並びに総合計画等を基本とした現状及び計画の課題を明確化するとともに、基本的調査を実施いたします。4ページに入ります。の地域づくり課題の収集と検討整理といたしまして、市町村や学識者からまちづくりの提案や住民よりまちづくりの意向調査による提案についての検討、さらに現地調査等を実施いたします。また、まちづくり計画の策定に関する基礎資料の整備や分析を実施いたします。

続きまして、(2)業務執行体制、執行システム構築のための調査・検討といたしまして、モデル的な予備調査、これは現在、農政、福祉、土木について実施しているところでございますけれども、その予備調査や現状把握のための現況調査を実施いたします。この調査は、合併後の業務及び業務執行体制の見直し等の検討の基礎調査として実施いたします。

(3)市町村施策の相違事項の調査、調整案の検討といたしまして、予備調査の実施、

事務事業項目の整理、現況調査を実施し、市町村施策や事務事業の比較、相違点の確認を実施いたします。本調査の実施を踏まえ、調整を行う項目の検討、協議会に提案する合併協定項目の調整内容案の検討を進めていくことになります。

以上が、報告第7号の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

- **富塚陽一会長** ただ今事務局から説明ありましたことにつきまして、どうぞお気付きの点、ご質問、あるいはご意見をいただきたいと思います。役所で書くと文章が難しいのですが、全分野にわたって作業を推し進めねばならないわけですので、担当職員相互で作業をやりやすいように検討した結果だろうとは思いますが、まずやってみて少し手直しが必要なケースが出てくる可能性があると思うが、まずやってみると…。
- **芳賀 肇事務局長** はい、実施の中で、問題があれば再度お諮りさせていただきたいと考えております。
- **富塚陽一会長** どうぞ何なりと。なければまず、これでやらせてみるということでご了承いただいてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

- **富塚陽一会長** なお、問題があって困ったというときは、いつでもご相談するということがございますので、その都度お諮りしてご了承いただくことにします。どうもありがとうございました。

報告第8号 行政現況調査の実施について

- **富塚陽一会長** 続いて、報告第8号の行政現況調査の実施について説明してください。
- **芳賀 肇事務局長** 7ページをお開きいただきたいと思います。行政現況調査の実施についてでございますけれども、調査の目的といたしましては、基本施策の策定や合併協定項目の協議に必要な基礎調査として、市町村間の施策の相違点を確認し、調整案の策定を行なうため、各種事務事業、使用料・手数料、補助金等、各種関係団体等について、7市町村すべての事務事業に関する取扱いと合併後の業務執行体制及びシステムを構築するために、現在の執行体制と事務量について、全庁的に調査するものであります。現況調査の具体的な目的として、掲載のとおり8項目を考えております。
現況調査について平成14年度に行う流れを簡単にご説明させていただきたいと思っております。11ページにA3の綴じ込みで現況調査実施計画フロー図を添付しておりますので、お開きいただきたいと思います。細かな事務作業になりますので概要だけ説明させていただきたいと思っております。横軸は左から右に11月から3月までを表し、

項目ごとに各段階とその作業内容を記載しております。縦軸は事務局、合併協議会幹事会・専門部会の業務の流れを表しております。来年度には協議会において協議事項の調整をまとめていただくことになります。第３段階に記載しておりますが、そのために本年度は事務事業の相違点の洗い出し及び業務の整理を行なった後、調整手法の検討を行なうとともに業務執行体制に関する調整案の検討を進めてまいりたいと考えております。

順を追って簡単に概要をご説明いたしますと、１１月上旬に左の行政現況調査準備を実施し、現在先ほど申し上げましたとおり、モデル調査の検討を行なっております。今後、第１段階に位置付けられております行政現況調査を２月中旬頃を目途に実施いたします。

次に第２段階として２月下旬から３月中旬にかけて部会、分科会で調査結果の集約を行ない、第３段階として、作成された比較対照表により３月下旬頃より調整手法の検討に入りたいというふうに考えております。

７ページにお戻り願いたいと思います。次に下段の方にあります１－２の調査の対象ですけれども、調査対象は所管している一つ一つの事務事業とし、として予算計上をしている事業、８ページに移りますけれども、として予算計上されてないが実施している事務事業、として現在実施していないが、総合計画等で今後実施することが決定している事業、として平和都市宣言などの宣言や、市町村の花、鳥、木など、現在具体的な事業として処理していない事務等について調査いたすことになっております。

その次の１－３の調査方法等につきましては、先ほど１１ページでご説明申し上げました内容であり、事務的な内容でありますので省略させていただきたいと思います。

なお、実際の調査では、手戻りのないように作業の内容、手順について部会、分科会で慎重な検討を行ないながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、報告第８号についてご説明させていただきました。よろしく願いを申し上げます。

○**富塚陽一会長** この作業の位置付けもはっきりしたほうがいいのではありませんか。これが調査のすべてではありませんし、ごく一部であります。まだまだ調査がありますので、３ページから４ページまでの本年度の所掌業務の中の何に関する基礎調査なのかははっきりしてください。

○**富塚陽一会長** それでは、私が言いますので、間違っていたら訂正してください。

事務当局に作業を頼んでおりますのは、まず各市町村のまちづくり計画、総合計画のようなものの基本構想は、全部議会で議決された権威のある計画になっていきますので、その計画を踏まえて全体の構想をどういうふうに集約できるか、もちろん各市町村の議決を得られた計画はそれ自身町村長さんのご判断で、ここは直さなければならぬということところは、どうぞ随時直していただいてもいいわけです。それで、まちづ

くりの建設計画をとりまとめていく方向での作業が一つ出てまいりますので、その作業は今進めていますか。計画書は集めているけれども、それぞれ町村長さんから、あるいは議長さんから、それぞれの町村の今の建設計画をそのままでもいいか、それとも手直しかご検討いただくようにすることが大きな作業の柱になると思います。

それから次に住民サービスとのかかわり合いで、行政の執行体制をどういうふうに組んだらいいのか、現在所掌している業務のうち、引き続き各役場の所で継続して実施していくべきもの、しかしその中で、さらに集約的に効率的に進めるのにふさわしい業務は、ある種のものは統括する、総括する、その辺の線引きをどういうふうにするのか、残すものと統合して総括するものとどうするのか。

それから今ここで調査されようとしているのがそれだと思いますが、各市町村で使用料とか手数料とかいろいろ食い違いがありますので、相違点をはっきりして、それを比較してどうするのかということの検討、大きく言うとその三つ。

それからさらに付け加えて、建設計画を寄せた上に、さらに新しい長期的な展望を踏まえたまちづくりのビジョン、プロジェクトを考えていくということで四つあるのではないかと思います。今回のこの調査項目は、相違点の明確化、そのための調整をする資料作り、そしてまた一部執行体制に関するデータの整理をするということになるのではないかと。

さらにその調整は、平成17年度までにぜひともしなければならないことと、仮に合併したとしてもゆっくりやってもいいようなこととの振り分けも必要です。執行体制についても、どこに線引きして引き続き従前のとおり執行していただくようにするのか、あるいはまとめると、サテライトの一つの柱をそれぞれどういうふうにするのかということなどの検討をするということなど、そういう作業があると思います。その辺、私が口火を切ったから、私が言ったことの訂正を含めて事務局はこの調査項目はどこの部分に入るのかももう少しはっきりしないと...

- **佐藤智志事務局次長** 私の方からお話をさせていただきますけれども、ただ今会長さんからお話ございましたとおり、私どもも今年度協議会でご決定をいただきました事業計画にしたがいまして、今準備を進めさせていただいておりますけれども、今回専門部会を立ち上げまして四つの基本的な視点を踏まえながら、作業の段取りの準備を進めさせていただいております。建設計画の策定に向けました作業につきましては、各市町村から総合計画をいただきまして、各専門部会で行政分野ごとの施策のすり合わせ、基本的な事務事業の内容の調整等をこれから進めてまいりたいと思っております。

今回お示しをいたしました行政現況調査につきましては、お話ございましたとおり、各市町村で進めております施策、事務事業の相違点の洗い出しと事務事業ごとの業務量を把握したいということでございまして、その後の調整案の検討でありますとか、組織体制等の検討でありますとか、次のステップに進行するための基礎的な調査ということで、各市町村の施策の相違点並びに業務量を把握することでの位置付けをいた

しておりまして、そのための予備的な基礎的な調査ということで、今回行政現況調査を行なってまいりたいと思っております。

まちづくりの戦略的なビジョンの策定でありますとか将来像の検討につきましても、現在各市町村からご提言をいただいておりますので、それらを踏まえながら、一定の整理をいたしまして、また各専門部会の方で検討、整理をいたしまして、これからの計画課題というものを明確にしながら協議会の皆様方と議論を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願い申し上げたいと思います。

- **富塚陽一会長** ただ今のようなことで、細かいところに入っていくと本筋が見えなくなってしまうとうまくないなと思って、全体の作業の骨格をお示して、その中のこの部分を作業するというふうにご理解いただいた方がいいかなと思って余計なことを言いましたが、どうぞ何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。
- **高橋徳雄委員** 一つだけ伺いたいと思いますが、３ページの本年度の所掌業務の中で、（１）まちづくり・建設計画というのがございます。それを踏まえての４ページの地域づくり課題ということで、住民意向の調査もやるのだと書いてありますが、今年度やるとするならば、どういう方策で計画を考えていくのか、住民の意向調査となりますと非常に範囲が広いものですから、その辺を伺いたいと思います。
- **佐藤智志事務局次長** ご質問の住民意向の関係でございますけれども、今年度の事業の中で住民の意向調査について検討するというところをご決定いただいているところでございますので、その線に沿いましてこれから検討していくことになろうかと思えますけれども、基本的には各市町村の総合計画を踏まえましてこれからの各市町村の目指しております計画課題を整理する中から、今後の新しい建設計画の計画課題というのが見えてくるかと存じますけれども、なおそれに加えて、今各市町村から将来像でありますとかビジョンでありますとか、ご提言をいただいているわけでありまして、それに加えて、地域づくりに当たりまして、地域全体の特性でありますとか、活用したい資源でありますとか、諸々の検討課題を踏まえながら、総合的に建設計画の柱を組み立てていく必要があるかと思えます。その際、協議会でのご議論はもちろんでございますけれども、各市町村の住民の皆様方の意向調査ということも踏まえながら検討していく必要があるだろうと考えておりまして、その手法につきましては、今後幹事会あるいは専門部会等で十分検討を加えて、各市町村の実態も踏まえながら検討させていただきたいということで、もうしばらくお時間をいただきましてご回答させていただきたいと思っておりますので、ご了承をよろしくお願い申し上げます。
- **富塚陽一会長** 事務局も、意向調査という言葉が曖昧に使ってはうまくないのではないかと。本当に住民の全員の皆さんを対象にして行なう調査と積極的に提案のある方は

どうぞという住民のご意見の聞き方とは違うでしょう。これは、まちづくりについて積極的に提案のある人はどうぞというのではないか。

- **佐藤智志事務局次長** 会長さんのおっしゃるとおり、各市町村でいろいろご活躍されている方などのいろいろなご提言をお持ちの方からいただきたいというふうに第一義的には考えています。
- **富塚陽一会長** それから住民のすべての皆さんに、議長さんが前に会議のときお尋ねの基本項目、それのお尋ねをすることは十分検討されてしかるべきだと思いますし、ただここで、事務局の説明の意向調査というのはどうもそうではなくて、この地域をどうやって持っていけばいいかといういいアイデアがあったらどうぞ出してもらいたいという願意のようですので、もちろん両方重要だと思いますから、事務局もその辺の言葉遣いを紛らわしくないようにしてください。
- **佐藤智志事務局次長** 十分精査します。
- **富塚陽一会長** これだけでもものすごい作業になると思いますが、細部につきまして具体的になればご指導いただくことが少なからずあると思いますので、よろしくお願い申し上げたいし、今後お気付きの点はどうぞご遠慮なくご指摘いただければと思います。何かないでしょうか。
- **富塚陽一会長** なければこれで作業を進めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

(2) 協議事項

議案第6号 平成14年度庄内南部地区合併協議会補正予算(第1号)

- **富塚陽一会長** 次に、協議事項に入らせていただきます。議案第6号 平成14年度庄内南部地区合併協議会補正予算についてですが、提案してください。
- **芳賀 肇事務局長** 議案第6号でございますけれども、12ページをお開きいただきたいと思います。先の第1回協議会におきまして、当面の暫定予算といたしまして県からの交付金500万円と鶴岡市の負担金500万円を財源に総額1,000万円の予算を決定いただいております。各町村からのご負担は、補正予算を編成し12月議会において議決をお願いすることといたしていた次第でございます。このため、幹事会等で諸々検討の結果、専門部会の基礎的な調査研究費として報償費130万円のほか、協議会だよりの発行経費60万5,000円、それからパソコン等のリース料等、総額272万9,000円の追加補正をお願いした次第でございます。この結果、補正後の予算総額は1,272万9,000円となることから、構成市町村の負担割合

につきましては、あまり複雑な方法によらずに、人口割で負担をしているところであり、各町村の負担額につきましては12ページの補正予算案のとおりになっております。皆様よりご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○**富塚陽一会長** ただ今の提案は今年度分の272万9,000円ということでありますが、年度内は大きな作業はそれほど要しないということで、人口割で歳入の方を検討させていただいているようですが、これらすべて含めて何かご意見ありましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、こんなところで作業させていただきたいと思いますので、今日ここで可決していただければそのようにいただく手続きなど事務的に進めさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。その他、何かお気付きの点がありましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** それでは、議事の方はこれで終わらせていただきますが、建設計画の部分について、やはりそれぞれの町村で検討されているものを基本にしてどうしたらいいのかお考えいただいて、とにかくいいまちになるように、ぜひいいお知恵を出していただきたいと思っておりますので、その点、どうぞよろしくお願い申し上げたい。

それから2番目としては、執行体制を通じていい行政サービスがどうやってできるか、今までの問題点の洗い出しもしながら、もっと効率的にいいサービスができるシステムをどうしたらできるのかということについても、お気付きの点を普段からお考えいただいて、ご指導いただければと思います。

それから三つ目の調整点につきましては、実は私の本音は、あまり無理して統一する必要もないのではないかと考えています。各市町村の歴史、経過もあるものですから、しばらくの間それぞれの所でそのままというようなことがあってもいいので、相違点があるから何でもかんでも一つに統一するということにこだわる必要はないのではないかと考えていますが、最小限ここは統一しようかということが、それはしかしデータがないことには皆さんのご意見をいただくところにまで行きませんので、その意味でデータは早くそろえた方が何かといいのかなという事務局の判断は妥当だと思います。それが出次第、まず10年ぐらいはこのままでいいのではないかとか、今すぐやらなければならないのではという仕分けは、そのうちいろいろご意見を承りたいと思います。

それから、南庄内全体としてこれから大きく発展するのに、素晴らしいアイデアがないのかというご検討もいただくということで、その4項目につきましてそれぞれご

専門のお立場、あるいは住民のお立場から注意すべきこと、ぜひ改善してもらいたいことなどのご提案をしていただくべく、大変ご多忙なところでありましょうけれども、年末年始も折をみて想をめぐらせていただいて、ご指導いただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、協議会の本会議はこれで終了させていただきます。

どうぞいいお年をお迎えくださいますよう、また研修会もどうぞよろしくお願いいたします。誠にありがとうございました。

- **芳賀 肇事務局長** 大変ありがとうございました。これをもちまして午前中の会議を終了させていただきます。

研修会につきましては、午後１時からを予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（暫時休憩 午前 11 時 37 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

4 市町村政の現状・方針等の研修会

- **佐藤智志事務局次長** それでは、ただ今から午後の研修会を始めさせていただきますと思います。今日は、お寒い中大勢の皆さんからご出席いただきまして誠にありがとうございました。協議会事務局次長の佐藤でございますが、司会を努めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。今日は第２回目の市町村政の現状と方針についての研修会でございますけれども、櫛引町さんと温海町さんをお願いをいたしております。早速でございますけれども、櫛引町さんをお願いいたしたいと存じますが、進行につきましては最初に阿部町長さんからごあいさつをいただきまして、引き続き佐藤助役さんからご説明を受けるということで進めさせていただきますと存じます。それでは町長さんよろしくお願い申し上げます。

- **阿部千昭櫛引町長** 本日は誠にご苦勞様でございます。これから櫛引町の現状、そして方針等について紹介をさせていただくことになっているようでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

昭和の合併から５０年が経過をいたしております。その間、櫛引町といたしましても、地域の特性を活かした産業の振興とか、あるいは定住環境の整備とか住みやすいまちづくりに励んできたところであります。そうした、これまで形作られた町の特色について皆様のご理解をいただき、新しい市の中でどのような役割を果たすことができますかご指導をお願いいたしまして、簡単ではございますがごあいさついたします。

(拍手)

- **佐藤智志事務局次長** 大変ありがとうございました。それでは助役さんよろしく願い申し上げます。

(1) 櫛引町の現状と方針について

- **佐藤克巳櫛引町助役** ただ今ご紹介いただきました櫛引町助役の佐藤でございます。本日の研修の最初の時間をいただきまして、櫛引町の現状と方針等について発表させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本題に入る前に、後に申し上げることとダブル面もありますが、櫛引町を大づかみにご理解いただくために、昭和の合併からの流れについて眺めてみたいと思います。これは資料がございませんので、私のお話を聞いていただければと思います。

昭和29年、いわゆる昭和の大合併の際に、赤川を挟んで向かい合っておりました山添村と黒川村が合併し、櫛引村が誕生しました。

合併後の約10年間すなわち昭和30年代は、山添、黒川という旧村の間の住民の融和を図るとともに、上水道、学校、診療所、道路橋梁など社会資本の整備に努めた時代でございます。

こんなにはっきり10年ずつ分かれているわけではありませんけれども、それに続く10年間すなわち昭和40年代は、産業基盤の整備の時期とすることができると思います。内容としては、まず農業の近代化すなわち省力化や複合化であり、そこから生まれる余剰労働力を有効に活用して町民所得の向上を図るため企業の誘致を進めるなどを行ない、ある程度の成功を見ることができました。

その後のおよそ10年間すなわち昭和50年代は、生活環境の整備や集落自治の振興に力を入れた時期でございました。理念としましては、整備された産業基盤の上に、豊かな生活の花を咲かせようということだったと思います。農村総合整備モデル事業等の導入によって集落道の整備を行なったり、集落自治の振興や花いっぱい運動などを進めました。

そして昭和60年代から平成に入り、小規模住宅用地の造成、農業の新たな展開としての産直施設、グリーンツーリズム・農業農村体験施設などの整備、温泉や河川公園など安らぎと交流の場の整備、ケーブルテレビジョンの整備、下水道の整備、伝統文化の保存活用などを進めて今日を迎えております。

規模は小さいわけですが、いろいろと行ないながらやってまいりましたが、これからもその延長線の方に、地域づくりや新しい市での役割があるのではないかと考えております。

それでは資料にしたがって説明させていただきますが、画面に出てくるのと同じ資料が皆さんのお手元がございますので、参照していただければと思います。

最初に、櫛引の名称、櫛引というのはどういうところから来たのかということにつ

いてでございますけれども、武藤家、最上家の時代に櫛引郡という郡がありましたが、これは後の東田川郡と同じ範囲の区域を差していたようでございます。また、酒井家時代に櫛引通という区域が設置されましたが、これは今の鶴岡市外内島ぐらいから南、赤川上流の山間部を含む範囲を差していたようでございます。明治以降は、鶴岡市から見て南の方面一帯を通称として櫛引と呼んでいたようですが、それが昭和の合併で町名として復活したものです。

櫛引の意味は、櫛の歯のような地形とか、櫛の歯を引くように人の往来する土地など諸説がありますが、はっきりわかっておりません。

櫛引町出身の方々は、過去、現在と様々の分野で活躍されておりますが、全国的な話題になるような方は、残念ながら比較的少ないと言えます。また、人物の顕彰制度が平成6年からと比較的遅くスタートしたこともあって、名誉町民は現在2名であります。その1人は、横綱柏戸であります。改めてご紹介するまでもなく皆さんご存じの方でございます。山形県民栄誉賞の第1号をいただいております。ちなみに県民栄誉賞の第2号は藤沢周平さんでございます。もう1人の富樫実氏は、京都府在住の彫刻家で、国内はもとより国外でも活躍され、日本文化の伝統を誇る京都府において文化功労者として顕彰されております。その作品は京都、関西方面と山形県、そして鶴岡市、櫛引町などに増えつつあるかと思えます。

櫛引町の特徴を統計資料から拾って見ますと、持ち家率、3世代同居率、1世帯当たりの人員数、1人当たりの住居面積、1世帯当たりの自動車保有数、出生率、年少人口率、夫婦共働き率が高い状況となっております。広い自宅に多くの世代が同居して、協力し合って生活しているということを物語っているのではないかと思います。課題もいっぱいあるわけですが、良いところだけ拾いますと、道路改良率、道路舗装率、下水道普及率などがかなり高い率となっております。

沿革については、先ほども申し上げましたけれども、旧山添村と旧黒川村が合併し昭和29年12月1日に櫛引村としてスタートしております。ちなみに合併当時の集落数は現在の22集落の倍の44集落、世帯数は1,700世帯、人口は1万851人という規模でございました。

その後、昭和31年には、鶴岡市の一部と櫛引町の一部を相互に編入合併をいたしております。

それから、昭和41年12月1日に町制を施行し、現在に至っております。

地勢としましては、総面積80.18平方キロメートルで県内では36位となっておりまして、可住地面積の割合は45.6%となっております。町の中央を一級河川赤川が南北に貫流し、東部は月山山麓の丘陵地帯、西部は比較的平坦な田園地帯となっています。

土地利用については、宅地が251ヘクタールで3%、田と畑を合わせた農用地が2,653ヘクタールで33%、その他が64%となっております。

人口の推移ですが、合併当初の昭和30年には1万851人を数えておりましたが、

減少傾向が続き昭和40年には1万人を割り、昭和50年には8,545人までになりました。その後は多少変動がありますが、全体としては横ばいもしくは微増傾向にありまして、特に平成2年と平成7年の国勢調査で2回とも増加したのは、県内の町村では本町だけだったと思います。平成12年の調査では減少いたしております。

世帯数は、合併当時の昭和30年は1,700世帯でしたが、一時昭和55年以後減少した時期がありましたが、昭和60年以降は増加しまして、現在は1,900世帯を超えるようになりました。それは、核家族化の進行もありますが、昭和60年から町の施策の一つとして住宅用地の造成分譲を手がけ、現在までに12ヘクタール、227区画の分譲を行ってきたことも原因となっております。手ごろな価格やお隣の鶴岡市さんへのアクセスの良さなどが好条件となりましてすべて完売となっております。現在も、民間事業者による住宅用地の造成が計画されておりますので、この増加傾向は当分続くのではないかと思います。

年齢別の人口関係ですけれども、本町も全国的な傾向に漏れず、少子高齢化社会がかなりの勢いで進展しております。高齢人口は昭和35年では、5.5%でありましたが、平成12年では24.8%、人口の約4分の1が65歳以上の方となっております。これに対して、15歳未満の年少人口は昭和35年と比べますと率でほぼ半数の16.5%、絶対数でも2,000人の減少を見ていますが、それでも県内市町村の中では割合が高いほうだと思います。

農業粗生産額の推移は、昭和60年の58億円をピークに年々減少傾向が続いています。特に米については昭和60年の36億円から平成12年の21億円と60%にまで落ち込んでいます。これは、30%にも及ぶ生産調整に加え、米価そのものの低迷が影響していると思います。

本町の農業の特徴でもあります果樹については、昭和40年の4億4,000万円から平成12年の6億円まで36%伸びております。町の施策としましても、水田営農の確立に加えまして、本町の特色を生かすため極めて重要なこととして複合経営の推進、そして農業の総合産業化を掲げておりまして、その中で野菜もありますが、果樹は重要な役割を持っております。特に、フルーツタウンの合言葉のもと、その拠点施設として産直施設を整備し、農家の活力を導入して販売、加工、そしてレストランの活動に取り組んでまいりましたが、この施設を中心に地元での直販や首都圏、仙台圏での販売、また観光果樹園、加工をし2次製品としての販売など、果樹を中心として多面的な生産や販売形態に取り組んでおります。

工業の出荷額の推移ですけれども、本町においては先ほども申し上げましたが、昭和40年前後から農業の近代化を進める一方で、工場団地の造成をして、企業の誘致に努めた結果、昭和五十四、五年までに11社の立地が決まり、人口の10%ほどに当たります800人ぐらいの新たな職場が創出されました。その効果もあって、昭和55年に工業出荷額が100億円を超え、近年はバブル崩壊直後を除いて150億円前後でしたが、平成13年度は104億円ということで落ち込んでいるのが気にかか

っております。なお、平成7年に8ヘクタールほど工場団地の拡張を行ないましたが、それも含めた町内の工業団地の99%の販売をいたしております。最近不況の影響を受けまして、一部の企業で工場建設を差し控えたり、撤退したり、閉鎖したり、その跡地に新たな企業が立地したりと、いろいろ動きがあり、変化している状況でございます。

商業販売額は、長い間五、六十億円という状態でしたけれども、最近、量販店の進出等もあって、それに二、三十億円の増加となっております。

平成13年度の財政の状況でございますが、歳入が45億4,000万円ほどで、前年比12.6%の大幅な減額となっております。大型事業が一段落したこともあり、予算規模の縮小が続いています。主な内容は、地方税が14.1%の6億4,000万円、地方交付税が49.3%、地方債が10.3%となっております。歳出は43億7,000万円で人件費が20.5%、普通建設事業費は大幅減少の16.4%、起債償還の公債費が17.8%などとなっております。自主財源の少なさは、昔も今もまたこれからも変わらないというふうに思っております。平成に入ってから、べにばな国体に向けたスポーツ施設、温泉施設、役場庁舎、農業活性化施設、学校などのハード事業に積極的に取り組んできましたことから、財政の指標は大変厳しい状況となっております。なお、起債制限比率は15年度と16年度がピークを迎えますので、現在、繰上償還等に励んでおりますが、その後は次第に下がって行く計画となっております。

それでは、これからまちづくりの計画についてご説明申し上げたいと思います。

まちづくりの基本理念として、町民憲章から取り入れたものでございます。櫛引町は霊峰月山と清流赤川にはぐくまれ、伝統文化を誇る産業の町です。わたしたちは、まちの繁栄を願い未来に向かって躍進します。一つは、「視野をひろめ、心豊かな町民になります」、また一つは、「健康ではたらき、明るい家庭をつくります」、それから、「環境をととのえ、美しい町にします」となっております。

それから、平成8年から平成17年まで10年間の基本計画におけるまちづくりの基本テーマでございますが、「躍動 くしびき 三づくり」をメインテーマに掲げ、サブテーマとして「ひとづくり、町づくり、町土づくりで勢いよく活動するくしびきまち」ということで基本テーマを掲げております。

そして、その中で政策目標としては、「豊かな自然と調和した快適な定住環境を築くこと」、「保健医療福祉を充実し思いやりのある健康な地域社会を創造すること」、「明日をきり拓く個性豊かな人づくりと魅力あふれる文化を創造すること」、「旺盛な産業活動を通じ町民所得の向上をはかること」、「総合文化産業としての観光を推進すること」、「住民参加の促進と交流をはかり住みよく活力に満ちた郷土を築くこと」、「組織と財政の適正化、効率化をはかりつつ、町民の信頼に応えうる充実した行政運営を確立すること」、「広域関連事業の推進と近隣市町村との連帯協調を強化すること」の八つでございます。

ただ今申し上げました政策目標ごとに見ていくことといたします。

定住環境の整備関係ですが、地域の風土、文化、自然の豊かさなどを保ちつつ、住民の生活を支える基盤づくりと快適な定住環境づくりを推進してきました。道路整備、道路除雪対策、防災安全対策、下水道整備など快適な生活環境の整備に努めてまいりましたが、その結果として、町道の改良率 94.5%、舗装率 97.3%と県内でも上位にランクされておりまして、下水道普及率も 93.7%に達するまでになりました。また、町の特色でもあります一級河川赤川を生かした町づくりとして整備した総合運動公園や対岸のやすらぎ公園、さくら堤ですが、くしびき温泉ゆ〜タウン、スポーツセンターとの有機的活用により、これからも住民の出会いとふれあいの場、憩いと安らぎの場として一層のにぎわいが期待されることから、その管理運営はもとより、計画的な整備を展開していく必要があります。

保健医療福祉の充実の関係ですが、生涯を通じて健康な社会生活を送るために、心身ともに健康な状態を保つことは、住民すべての希望であります。本町では住民の疾病予防や健康増進、多様な福祉ニーズに応えるために様々な事業を推進してまいりました。特に全国的な課題であります少子化、高齢化への対応として、特別養護老人ホームの整備や保育園、デイサービスセンター、介護支援センター、ホームヘルプステーションを併設した櫛引町すこやかセンターの整備を行ない、福祉サービスの向上に努めてまいりました。今後はさらに進行する少子化、高齢化に対応するために、ハード、ソフト両面において広域的なネットワークを活用した保健、医療、福祉のサービスの確立を目指し、関係各機関と協力しながら、健康で住みよい地域社会の構築を図っていきます。

教育関係のことですが、幼児教育の関係では、従来は各小学校区にある児童館で集団保育を行なってきましたが、最近の0歳児保育など多様な課題に対応するため、平成8年から町の中央に認可保育所を設置しました。これからは小学校区での児童館保育から町内1か所での認可保育所保育に切り替える方向で進めております。

学校は、中学校は1校、小学校は3校と分校1校がありますが、計画的に改築等、教育環境の整備、充実を図ってきました。また、学校週5日制等に備えまして、積極的に家庭教育、社会教育との連携を図り、たくましい青少年の育成を推進してきました。また、夫婦共働きなどに対応して開設している学童保育所の充実を図ってまいりたいと思います。

また、青少年、成人、高齢者の社会教育、生涯学習の充実を図っておりますが、櫛引町の場合は特に集落における住民主体の活動が盛んなところが特色であろうと思います。一方、青年の活動が停滞気味となっていることが悩みの種でございます。

また、国指定の黒川能、県指定の丸岡城跡と加藤清正墓碑を中心とする伝統文化、文化財の保存と活用に努力するとともに、住民の体と心の健康づくりを図るため、スポーツの振興に努めております。

産業の振興関係では、本町の基幹産業である農業は、食料の安定供給のほかに、水

と緑のかん養や豊かで安らぐ農村空間の保全など多面的な役割を果たしながら農村繁栄社会の基盤となっております。しかし、農業を取り巻く環境は、担い手の減少や農畜産物の輸入自由化、産地間競争の激化等大変厳しい状況となっております。本町ではこれまでも、この状況を打開すべく、ハード、ソフト両面からの多様な農業振興施策を実施してきましたが、さらに加えて近年は、産直販売の展開やグリーンツーリズムなどの観光的な要素を取り込むなど農業の新たな展開に積極的に取り組んできました。今後も農林業の新しい価値を創造し、総合産業化の視点に立った展開を農業者はもとより、関係機関・団体とともに取り組んでまいります。

また、先ほども申し上げましたとおり、昭和40年代から農工団地の造成に取り組み、企業誘致により雇用を確保し、若者の地元定着とUターン希望者を迎え入れる条件整備を行なってきましたが、現在の厳しい経済状況の中で産業構造の転換や技術革新が余儀なくされ、労働環境をめぐる情勢はさらに厳しく、多様化するものと予測されますが、今後も需要動向を見ながら国道112号沿道の工業化の進展を目指して、新たな企業立地を推進していきたいと考えているところでございます。

観光振興の関係ですけれども、ライフスタイルの変化に伴い、ゆとり、潤い、癒しが求められ、観光産業も大幅な変革を求められています。本町では、従来は観光にあまり力を入れてこなかった経過がありますが、現在は、観光が経済的にも幅広い領域に波及効果をもたらし、地域おこしに大きく貢献することから、地域産業の一つとして取り組んでまいりました。今後は人々の体験志向に合わせまして、自然と調和した滞在型、通年型の観光開発を行い、地域の資源を生かしながらグリーンツーリズムを中心に、自然、歴史、味覚、スポーツ、レクリエーションの施設を活用した体験型の観光開発を行なっていきたいと考えているところです。また、庄内全域においても観光資源は数多くありますので、様々な観光資源を点から線として結んだ滞在型観光ルートの整備を行なって、多くの誘客を図る必要があると考えております。

住民参加と交流の関係ですけれども、これからのまちづくり、地域づくりの推進は、コミュニティの醸成とその促進が極めて重要なものとなってきます。これまで櫛引町では集落単位の自治公民館を中心により豊かな地域社会を形成するために、防災対策、環境衛生施設整備、交通安全対策、社会福祉の充実など多くの分野に住民からの参加を得てきました。今後も住民主体のコミュニティの形成のため、各自治会の活動を支援し、住民の参画を受け入れられる場の提供に努めてまいりたいと思います。また、現在様々な分野で広がっているボランティア活動について、住民の理解を促し、その機運を向上させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携を強め、その活動の推進を図ってまいりたいと思います。さらに地域づくりの促進には、交流事業の展開が不可欠であります。これまで、首都圏櫛引会、関西櫛引会、宮城櫛引会、そして鶴岡櫛引会の各櫛引会との交流、横浜の青木小学校修学旅行の受け入れや新宿神楽坂町づくりの会等と積極的に交流を行なってまいりました。人々の交流は住民の地域に対する愛着を高め、魅力あるこの地域の情報発信となり、さらなる地域の発展につなが

っていくと思います。今後は、国際的な視野に立った交流事業にも積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

それから、行財政の改革の関係ですけれども、現在の行政需要は、多様化、高度化が求められており、それぞれの分野で専門化する傾向にあることから、本町では事務事業の執行管理と職員の適正な配置に努めてまいりました。健全な財政運営を維持しながら、行政の活力を保つためには、少数精鋭による行政運営と簡素にして効率的な組織、機構が基本となります。また、費用対効果を考慮しながらＯＡ化を推進し、事務能率と行政サービスの向上を推進してきました。今後は、事務事業の緊急性、重要性、事業効果等を充分考慮して行政が担うべき領域を明確にしながら、計画的な事業の推進を図り健全な財政運営に努めていかなければならないと思っております。

それでは、これまで申し上げたこととダブるところがあるかと思いますが、私どもが櫛引町の特徴的なまちづくりと思うものについて申し上げたいと存じます。画面に見えます七つの項目ですが、現時点において合併後もさらに発展させたいものと考えているものでございます。新しい市における櫛引町の役割を考える鍵があるのではないかと考えているところであります。ただ、この七つをよくよく考えて見ているうちに、実は同じ素材を別の角度から見ていたに過ぎないということに気付かしまして、後で説明するとき同じようなものを何回も言うような形になるかと思っておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。

その一つが、フルーツの町づくりでございますけれども、まずコマーシャルをご覧くださいと思います。これは今年のＹＴＳの市町村コマーシャルコンクールで優秀賞をいただいた作品でございます。フルーツの町櫛引にふさわしい作品とすることができます。ちなみにこのコンクールで櫛引町は、一昨年度は演技賞、昨年は優秀賞、そして今年も優秀賞と３年連続して入賞いたしております。

（コマーシャル上映）

- 佐藤克巳櫛引町助役** 櫛引町の特色であります果物を活かしたフルーツタウンの推進でございます。櫛引は昔から果樹栽培が盛んに行なわれてきました。年間を通して多種多様な果樹が栽培されており、庄内地方を代表する果物の生産地になっております。中でも、西荒屋のぶどう栽培は、今から２５０年ほど前から行なわれてきたもので、全国でも珍しい甲州ぶどうも栽培されています。町ではフルーツタウン構想を掲げまして、その拠点施設として直売施設の整備を進め、平成９年９月に産直あぐりをオープンしました。新鮮な果物、野菜、花卉や加工品などが消費者に喜ばれ、年々売上を伸ばすなど、県内を始め東北地方においても有数の直売所となり、多くのお客さんが訪れております。運営は、町内農家９０名が組合を組織して行なっております。その取り組みは農業を含めた地域全体の活性化に大きく貢献しております。町では、新たな農業の先導的役割を担ってもらう産直あぐり等の活動を育成、支援していき

いと思っています。

農産物の生産から処理加工、農家レストランでの食材提供、販売と農業の総合産業化を目指して、平成11年11月に加工施設が整備され、また平成12年11月には産直野菜を活用した農家レストランをオープンしました。櫛引町の情報発信とともに、地域におけるにぎわいと活性化を促進するために産直あぐりを拠点にした多様なイベントが展開され、売上実績とともに、地域の交流人口の増大につながっております。

また、町内のグリーンツーリズムの拠点施設でありますほのか鑽代、ふるさとむら宝谷との連携や他団体の事業への会場提供を行うとともに、様々なイベントを開催するなど、地域や庄内全体の交流の場として、活性化に大きく貢献していると思います。

櫛引町には初夏のさくらんぼから始まりぶどう、和なし、洋なし、りんご、庄内柿など多くのフルーツが栽培されており、観光果樹園も町内に数か所開設しておりますが、平成14年6月には山形自動車道櫛引パーキングエリアの関連事業で関係農家が整備をいたしました観光果樹村がオープンしました。これを基点とした高速道路利用者の誘客と観光果樹のネットワーク化を進めるなど、将来にわたって町全体の観光果樹のイメージアップと振興を図っていきたいと考えています。

西片屋のさくらんぼは、昭和30年代から栽培され、庄内では唯一のさくらんぼ観光園として、好評をいただいております。本年も県事業のおうとう大苗事業の導入によって経営拡大が行なわれました。人気のあるさくらんぼを町では伸ばしていきたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムについてですが、町にはほのか農園、あぐり農園、上山添農園などがあり町内外から多くの方が、野菜づくりやうどのオーナーになって農業体験を楽しんでおります。また、都市部からも修学旅行児童が訪れて、芋掘りやそば打ち体験をしながら地元の子供たちと交流を深めております。今後は果物のオーナーも含めた農業体験の拡大、また最近都市部から急増しております鮎釣り客への情報提供や遊魚券、おとり鮎の取扱所など環境整備を図るとともに、滞在型宿泊施設との連携の中で誘客の促進を進めてまいりたいと思います。

宝谷地区は月山山麓の中山間地域にあります。進行する過疎化の危機感から、平成2年にふれあいきのご園を開設いたしました。しいたけオーナー会員は、首都圏も含めまして200名を越しており、春の山菜きのご祭りや秋の収穫祭りで交流を深めてきました。平成10年5月、ふるさとむら宝谷がオープンしまして、宿泊定員は25名で、近くにふれあい広場があり、キャンプや交流イベントもできるようになっています。集落全体で運営組合を作り、宿泊や日帰り利用客の体験指導やイベント、調理当番などのお世話をしながら運営に当たっております。そば打ち体験は人気を呼び、平成11年4月には宝谷そばがオープンしました。宝谷の豊かな自然にはぐくまれたそばが、ひきたて、打ちたて、ゆでたてで提供されております。平成13年には、全国そばづくり表彰を受賞するなど活動の励みになっております。施設は町が整備し、集落を挙げて取り組みを行う公設民営方式で、多くの来訪者との交流によって過疎の

地域がとても明るくなってきております。

鑽代地区は宝谷集落に隣接する世帯数66戸の集落で、昭和54年に開設されたファミリースキー場があります。リフトは町の直営ですが、ロッジは地元住民で組織を作り運営をしてきました。その実績を基に平成11年12月に宿泊型の農林漁業体験施設ほのか鑽代をオープンしまして、冬季間以外にも誘客をしようと、集落全体で運営組合を設立して、グリーンツーリズム事業に取り組んでおります。鑽代は絵本作家土田義晴さんの絵本の舞台にもなっております。地域資源の活用や雇用対策等町全体の活性化に大きく貢献しており、今後も新市におけるスキー場のネットワーク化による誘客の促進を図るなど、年間を通した活動の充実を図っていききたいものだと考えております。

町の温泉施設ゆ〜Townについては、平成3年12月にオープンいたしまして、固定客も含めて多くの利用者がおります。その後隣接市町村で温泉施設の開業が続いたため利用者が減りましたが、昨年のリニューアルオープン後は大幅な増加を見ております。健康志向が強い社会にあっては大切な施設として愛好されております。また、新たなコミュニケーションの場にもなっております。合併後の温泉ネットワーク化により温泉ツアー等の企画で遠方も含めた誘客を行ない、新市における温泉のイメージアップを期待したいと思っております。

たらのきだいスキー場は、温泉とともに観光の大きな目玉となっております。ナイターの設置後は、庄内一円から明かりが見えるスキー場として利用客が増えている状態でございます。平成12年にはうどオーナー園がオープンし、平成15年にはふれあい体験農園がオープンの予定であります。スキー場とほのか鑽代を拠点にした体験型通年観光を進め、中山間地域の活性化及び町全体の活性化を図っていききたいと思っております。

黒川能は極めて大きな観光資源であり、毎年2月の王祇祭や蠟燭能、また夏に総合運動公園の水上野外ステージで演能される水焰の能などに多くの愛好者が県内外より訪れております。今後も神事能の原点を守りながら、この貴重な歴史、文化遺産を活用したまちづくりを進めていく必要があると思っております。

首都圏櫛引会は発足20周年、会員は200名ほどで、首都圏における本町の産直販売への積極的な協力を行なってもらっております。また、関西櫛引会も発足3年目を迎え軌道に乗りつつあり、さらに宮城櫛引会は今年8月に発足をし、早速仙台における産直販売の協力を行なっていただいております。今後さらに相互の情報交換を行ないながら、都市部との重要なパイプ役として活動を支援してまいりたいと思っております。

ややダブりますが、首都圏櫛引会の協力をいただいて、東京新宿神楽坂において、産直販売を中心に交流を行っております。平成13年度、14年度は、産直めぐりを始め、JA庄内たがわ、櫛引農工連、もち工房等と一緒に5月から12月まで産直販売を行ないまして、秋のイベントでは食の文化フォーラムを神楽坂まちづく

りのスタッフと共催するなど、農産物の販路拡大とともに文化交流等の都市農村交流を行なっております。横浜青木小学校とは農協青年部の活動を通して交流が始まり、修学旅行の相互受け入れ、産直活動の展開を行なっております。

また黒川能が出てまいりましたけれども、櫛引町を代表する、しかも全国的な評価を得ている文化財の保存について、今後ともご理解をいただきたいと考えているものですから、また取り上げさせてもらっております。黒川能は、黒川の春日神社の神事能として、上座、下座の二つの能座によって、500年もの間受け継がれ、昭和51年に国の重要無形民俗文化財に指定されました。黒川能は、能そのものも貴重ですけれども、人々の生活と祭と芸能が一体となって残されているところが大変貴重なものとして評価され、全国的な注目を浴びております。私どもは、この貴重な文化遺産を後世に残す使命があり、多くの課題を乗り越えて保存伝承するとともに、地域発展に生かしていかなければならないと思っております。写真は王祇祭の様子でございます。黒川能の伝承活動は、様々な社会構造の変化に伴いまして、その継承が大変困難な時代を迎えているのが実情でございます。しかし、黒川能は、地域の活力源でもあり、保存伝承活動、公開活動を通して集落コミュニティの形成や都市と農村交流による地域の活性化に大きく貢献しており、その活動をこれからも持続させるために、民俗芸能のシンボルとして多くの方々の体験学習及び研究交流の場として活用するため、拠点施設仮称王祇会館を現在中山間地域整備事業によって整備中でございます。映像は、完成予定図でございます。

櫛引町の丸岡地区には、県指定史跡の丸岡城跡と加藤清正墓碑があります。これも黒川能と同様、貴重な文化財という認識を持っております。戦国時代の勇将加藤清正公の嫡男忠廣公が徳川幕府より言われなき罪を着せられ、熊本を遠く離れたこの丸岡で生涯を閉じた加藤家終焉の地でございます。現在、町では城跡の発掘調査を行っており、大変貴重な中世の館跡が出現しつつあり、注目されており、今後の保存対策の検討が必要となっております。

生涯学習の関係ですけれども、櫛引町も盛んに取り組んでおりますが、どちらの市町村においても同じような活動が行われておりますので、特に説明の方は略させていただきます。

特徴的なまちづくりの一つとして、ぜひ取り上げなければならないことは、本町における集落自治活動でございます。多くの市町村では、小学校区単位に公立公民館等を設置しまして、社会教育を中心に地域活動を進めておられますけれども、櫛引の場合は、いろんな理由から集落での自治活動や社会教育活動の育成を中心に長い間取り組んでまいりました。あるいは、どこの市町村も同じなのかもしれませんが、櫛引町としては合併後においても集落における地域活動、生涯学習を支援していく必要があるかと考えているところでございます。

自主活動、住民参加の関係で、女性の模擬議会の様子でございますけれども、当然のことながら、住民参加のまちづくりは極めて重要なテーマとして、合併後も真剣に

取り組んでいかなければならないことでございます。

最後になりますが、ケーブルテレビジョンについて申し上げたいと存じます。櫛引町ケーブルテレビジョン、KCTでございますが、加入率は89%となっております。自主放送、町の放送が2チャンネル、衛星放送を含むNHKが4チャンネル、県内民間放送4チャンネルとそのほかに文字情報、そして音声放送を行なっております。特徴としては、年代を問わず親しみやすいこと、コミュニティ情報をきめ細かく提供できるということだと思います。何よりも実際の映像を見ていただくのが一番かと思いますので、KCTの紹介ビデオを準備いたしましたので、どうぞご覧いただきたいと思います。

（KCT紹介ビデオ上映）

○佐藤克巳櫛引町助役 いかがでしたでしょうか。

情報通信白書によりますと、現在最も長時間利用されているメディアはテレビという結果で、しかもこの傾向は暫く続くであろうと予測されています。合併後の新市においても、中心部と周辺部の格差が懸念されていますけれども、ケーブルテレビ網の整備により域内で均一なサービスを提供できるものと考えております。また、ケーブルテレビは難視聴地域の解消にも有力な手段になると思います。

以上のようなことから、本町といたしましてはぜひケーブルテレビジョンを新市でも取り入れていただければという希望を持っているところでございます。

ケーブルテレビの効果については、テレビの特徴はインターネットなどに比べまして誰もが簡単に扱える点と、次に今国が進めるe-japan計画では、誰もが高速通信網の恩恵を受けることができるようにすることとしていますが、この実現にケーブルテレビが大きな役割を果たせるのではないかと考えております。

庄内南部地区合併協議会では、サテライト方式も検討されているわけですが、これが実現しますと公共施設間のネットワークが極めて重要になってくると思います。これらの通信網にもケーブルテレビ網が力を発揮するものと思います。この広域合併が実現しますと行政の区域が大幅に拡大することになります。私どもとしましては、地域の情報をきめ細かく住民に提供していくことにより、住民の帰属意識や一体感の醸成が進み、住民参加のまちづくりが実現できるものと考えていますので、ぜひご理解をお願いしたいものだと思っています。

以上、櫛引町の現状と方針等について説明させていただきました。一部同じことを繰り返したり、また我田引水で自画自賛気味になったことをお許しいただきたいと思います。今後の合併協議が順調に進みまして、立派な建設計画が作られますようにお祈りいたしまして、説明を終わらせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

（拍手）

- **佐藤智志事務局次長** 佐藤助役さん、どうもありがとうございました。

ただ今櫛引町さんから町政の現状と八つの政策目標、七つのまちづくりの資源ということでのご紹介をいただきました。ここで、委員の皆様からご質問等ございましたらお受けしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- **齋藤金一委員** 温海町の齋藤です。櫛引町の特徴的なまちづくりのご説明の中で、宝谷地区のふるさとむら宝谷、それから鑽代地区のほのか鑽代等の運営については、集落を挙げての取り組みを行なうという公設民営方式との説明がございましたが、この運営組織の立ち上げと育成方法等について、その具体的な手立て、それから支援等をどのように行なってきたかということをお伺いしたいと思います。また、その効果、それから今後のグリーンツーリズムの発展方向はどのように考えているのかということをお聞かせ願いたいと思います。私は水産団体に勤めておりますが、なかなか漁業関係ではグリーンツーリズムが進まないという状況にありますので、ご参考までお聞きしたいという次第ですのでよろしくお願いします。

- **佐藤克巳櫛引町助役** 時間が押していますので、簡単にご説明申し上げたいと思いますけれども、公設民営施設は櫛引の場合、客観的に見ると行政があまりにも入り過ぎているのではないかということが言えるかもしれませんが、そういう施設があります。鑽代も宝谷もただ今ご質問ありましたとおり、私どもとしましてはハードの整備と同時にソフト事業に大変力をいれて、時間をかけて地区の人たちのやる気を引き出す事業に取り組ませてもらっております。私は長い間教育委員会の社会教育関係に携わった経験があるのですけれど、その立場から見えていたときはどちらかというと一般行政の場合は、建物を建てっ放しの傾向になりがちだなと思っていました。その中でどういう活動をするのかという取り組みが若干少ないかなと思っていました。もちろん、私だけの考えではございませんけれども、櫛引町の今の活性化施設等につきましては、時間をかけて研修したり話し合いを繰り返して、あるいは先進地を視察したりして、言葉が適切でないかもしれませんが、住民の方々にやる気を持たせるというか、そういうふうな活動に取り組んでできております。それと、PRの面でもマスコミの力とか、県のネットワークの全国的なものを活用してやってきました。そのおかげでいろいろと全国的に知られたりして、お客さんが訪れてくださっていると、これはまだまだ不十分だと思いますが、そういうふうなことで関係者も自分達が騒いで一生懸命PRして歩いているという状態で、やはり黙っていてもなかなか来ないということは実際大変厳しい状態ではないかと思っています。必ずしもご質問のお答えにならないかもしれませんが、この辺でご了承をお願いしたいと思います。

- **佐藤智志事務局次長** よろしいでしょうか。

○**齋藤金一委員** ありがとうございました。

○**佐藤智志事務局次長** 他にどなたかご質問ございますでしょうか。

○**佐藤智志事務局次長** それでは、以上をもちまして櫛引町さんのご紹介、ご説明を終わらせていただきたいと思います。改めて拍手をお願い申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

(拍手)

○**佐藤智志事務局次長** 続きましては温海町さんに移らせていただきますが、少しお待ちください。

(温海町準備)

○**佐藤智志事務局次長** それでは、引き続きまして温海町さんの研修会を始めさせていただきますと思います。進行につきましては、先ほどと同じように佐藤町長さんからごあいさつをいただきまして、その後榎本助役さんからご説明をお受けしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。では最初に町長さんよろしくお願い申し上げます。

○**佐藤正明温海町長** 皆さん今日は足元の悪い中、我が町のふれあいセンターにおいていただきましてありがとうございました。

昨年の今ごろは合併という話はまだまだ気運が薄いような感じがしておりました。今年度に入って9市町村、そして最終的には7市町村という形で合併に向かうということになったわけでありますけれども、いずれにしても私は今の若い方が、そして児童、生徒がこれからの21世紀、この温海町をそしてこの庄内をどのように誇りを持って活動ができるのか、住むことができるのか、働くことができるのか、そういう想定のもとに、温海町の課題も多くあるわけでありますけれども、その課題克服のための一つの大きな手段として合併ということを考えてみました。したがって若い方々、子供たち、この方々のステージをつくる責任が、今私にそして皆さんにあるものと思っております。より良い地域をつくるために、非常に難しいこの合併という課題に立ち向かうわけでありますが、賢明なる7市町村の方々ばかりだと思っております。できる限りの力をもって志を達成するよう頑張ってもらいますので、皆さん方からも特段のご協力、ご理解をお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきたいと思えます。どうぞ皆さんよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

- 佐藤智志事務局次長 町長さん、どうもありがとうございました。それでは、助役さんよろしくお願い申し上げます。

(2) 温海町の現状と方針について

- 榎本竹司温海町助役 温海町助役の榎本でございます。ただ今より温海町につきましてご説明させていただきます。

本町は、交流をキーワードの一つに住む者、訪れる方がくつろぐことのできる地域ということをまちづくりのテーマとしております。本日は長時間にわたる協議会になっておりますが、ぜひくつろぎながらお聞きいただければと存じます。

概要などの説明に入ります前に、プロローグとして、本町の特徴的なイメージを紹介したいと思います。

温海という地名は、温泉の温かい湯が川に流れ込み、日本海を温めたというところに由来すると言われております。本町は、その源である開湯一千年の温海温泉を中心にしながら、摩耶山系の急峻な山岳を縫うように流れる4本の河川沿いに、大小29の集落が点在しております。実はこの数多い集落が自主自立的にコミュニティを確立してきたという歴史が本町の特徴であり、自治公民館制度という仕組みで、行政施策におきまして、種々の行事におきまして、先人の真摯な努力の下、この集落、自治会を基本に多くのことが展開されてきたのであります。

集落の春は祭典に始まります。それぞれに伝わる伝統的な祭事の幾つかをご紹介します。鼠ヶ関川のまだ雪代の流れる冷たい川に飛び込む鼠ヶ関の御輿流し、山五十川古典芸能伝承館で演じられる山戸能と山五十川歌舞伎、7頭の獅子が飛び跳ねるように踊る木野俣獅子踊、そのほか槇代のワッパ舞、小国の大名行列など、いずれの集落にも古来から伝わる伝統芸能とセットでお祭りが行われます。温海の春はとてものにぎやかです。そして、温海の日常は、集落を抜きにしては語れないと思っております。

夏が近づくにつれ海が青さを増し、全国からイカ釣りの漁船が集まります。鯛やヒラメ、イワガキ、サザエなど活きの良い魚介類が水揚げされます。マリパーク鼠ヶ関では海水浴、ヨットハーバーでは色彩鮮やかなセールが海面を滑走し、マリンスポーツのメッカがいよいよにぎわいを見せます。夏から秋にかけては、集落ごとに村づくりを目的に考案された独自のイベントが繰り広げられることも大きな特徴の一つです。関川のしな織まつり、鼠ヶ関のうまいカ・干しイカ・イカまつり、一霞の赤かぶまつり、鈴のから竹まつり、温海川の金山四の滝紅葉まつりなど、町をとてものにぎやかにしてくれます。集落コミュニティの絆の深さは、これらお祭りやイベントに端的に現れていると思っております。

このように、温海町の生活の基盤は集落という「むら」によって支えられてきたの

であります。

行政運営における集落自治会の役割にも、極めて大きなものがあります。町は、行政配付物を始め、あらゆる連絡事項について自治会を通して行います。意見聴取も自治会長に最初にするのが当然のこととなっています。住民の皆さんも、個別のものを除いては、自治会を通して行政とやりとりをします。もちろん特定の個人にかかる手続きは違いますが、自治会と住民、自治会と役場の良好な関係が地域社会の一体感を醸成してきたのであります。また、集落を通して一人ひとりの意見が積み上げられ、いわゆるマジョリティがごく自然に浮き彫りにされるのです。集落では、一日研修会と称してその時々課題についての勉強会を開いたりもします。行政施策の理解を深めたり、あるいは行政への要望について皆で研究し、話し合いをします。行政側からいっても、集落という住民の共同体にその運営理念を委ねてきた側面があります。

しかし、時代の流れとともに、このような良い関係にもなかなか困難さが生じてまいりました。それは、行財政の中身とともに、集落自治会においても過疎化や高齢化が進むなど、その構成に時代的な変化が顕著になってきたということです。このことにつきましては、後ほどまた触れることになります。

以上、前置といたしまして、それではこれより温海町の概要についてご説明させていただきます。

現在の温海町は、昭和29年12月1日に当時の温海町、念珠関村、福栄村、山戸村の一町三村が新設合併して誕生し、平成16年には合併50周年を迎えます。今でも旧町村を基本的な単位に、第1地区から第4地区という地区公民館制度が残っており、それぞれが特色ある活動を行っております。

本町は、山形県の南端に位置し、南北に約16キロメートルの海岸線が伸び、形状はほぼ正方形で、面積は255.40平方キロメートル、日本海に面し新潟県山北町と接しております。総面積の約89%が森林であり、農用地は約4%、宅地は0.7%となっています。このことからして、本町の地勢は、山と海がベースであり、自然に恵まれた地域と言うことができます。

人口については、町村合併直後には約2万3,000人でしたが、昭和35年には田川炭鉱23年の歴史を閉じる閉山などもあり、過疎化が進行し、平成12年の国勢調査では、1万608人となっております。世帯数は、約4,200世帯から、現在は3,122世帯となっております。

人口構成を見ますと、高齢人口と年少人口の割合が50年前とは逆転しており、明らかに少子高齢化が進んでいます。現在の高齢人口の割合は、約30%となっております。なお、1世帯当たりの人員は3.4人と多く、3世代同居も至極当たり前のこととなっています。親から子という教育も大切ですが、祖父母から孫という接点は、あらゆることの伝承においてとても意義深い大切なことと思います。

次に産業別就業者構成比を見ると、平成12年の国勢調査では、第1次産業が11.1%、第2次産業が39.6%、第3次産業が49.3%となっており、前回の調査

と比較すると、第1次産業が減少しており、第2次産業はほぼ横ばいで、第3次産業が増加しております。

一方、町外、とりわけ鶴岡市に通勤している方も多く、私たちから見た庄内南部への距離感は近く、ごく自然な日常感覚の範疇にあります。

次に財政状況についてご説明いたします。本町の平成13年度における一般会計の決算は、歳入が63億2,400万円、歳出が62億800万円で、歳入のうち、町税は13.9%、地方交付税は47.1%となっております。歳出では、教育費22.6%、民生費15.8%、借金返済に充てる公債費が15.5%となっております。一方、性質別では、人件費18.5%、扶助費8.0%、普通建設事業費19.3%などとなっております。財政指標では、財政力指数が0.24、公債費比率15.2%、起債制限比率13.4%、経常収支比率が87.4%となっております。厳しい財政事情ではありますが、行財政改革に取り組み、受益と負担の適正化、地方債発行のガイドラインを設定し、財源確保と経常経費等の削減に努め、計画的な財政の健全化を図っているところであります。

続きまして、本町の総合計画について、その概要をご説明申し上げます。

お手元には、平成13年度に策定しました第4次温海町総合計画を配付してございますが、この総合計画は、アンケート調査、各種団体の座談会、子ども、青年、女性の各模擬議会、1集落1提案事業などで、町民の皆さんの意向を聴きながら、長期的な展望のもとに町民の参加、参画の手作りで作り上げた基本方針であります。

本町は、豊かな自然に恵まれ、四季折々の美しい景観に育まれた人情味あふれる町です。この豊かな自然を貴重な財産として、21世紀を担う子供たちに引き継いでいくことが私たちの使命であり、子供たちがこの地域で大きな夢と希望を見つけ、成長していくことができるまちづくりが必要と考えております。

この計画のキーワードは、「自然・人・交流」であります。本町は、海、山、川、温泉など豊かな自然に恵まれていますが、大切に守りながら活用していくこれら「自然」、素朴な人情で伝統を守りコミュニティを形成する、そして、はぐくみながら未来を支える資源としての「人」、さらに、触れ合いあるときは刺激を受け、連携を図りながら、生き生きとした地域をつくるテーマとしての「交流」、以上三つのキーワードのもとに計画を組み立てておりまして、顔の見えるまちづくりに個性と特徴のある地域、オンリーワンの追求を目指しております。

次にあらましについてご説明いたします。

第1章では、与えられた恵みを活かしながら大切に後世に伝えるために、自然環境の保全と自然との共生をうたっております。特に景観づくりを力点とし、温海温泉では、歩いて楽しい景観のまちづくりというテーマを掲げ、地域ぐるみでその取り組みを始めております。今年度は、道路改良事業で、道の真ん中に木を植え、足湯をつくる湯のまちリフレッシュ事業を進めています。魅力ある景観づくりとして、人が優先のまち、気ままに歩き休めるまち、温泉らしさを演出し、住む者、訪れる方がリフレ

ッシュできる空間をつくりながら、これを起点とした街並み整備をさらに図ってまい
るつもりです。

また、自然を守り後世に伝えていくことは、その時代に生きる者の大きな責任の一
つであります。森林の保護・育成、海岸保全などは、生活基盤の整備とも一体のもの
と存じます。

第2章では、快適に、安心して暮らすことのできる生活基盤の整備を計画したもので
あり、高速交通、公共交通、下水道整備などを重点的に進めていきたいと考えており
ます。それらに最大限の努力をしながら、冬に備えた路面消雪事業なども段階的に進
め、中山間地域の基本的な安全と利便性の確保に取り組んでいるところです。

また、情報通信につきましては、高度情報化社会に対応すべく地域インターネット
事業を導入いたしましたし、消防団や水難救済体制の充実など、災害対策は将来にお
いて特に重要なところであります。

まさに生活の源である上水道につきましては、長年の懸案でありました温海浄配水
施設改良事業を実施し、きれいで安全な水の供給を図っておりますが、山間部の集落
の多くは簡易水道施設であり、ライフラインとしてのそれらの維持管理は、今後とも
重要な課題であります。

健康づくりなどにつきましては、別途計画を策定しながら取り組んでいるところで
す。特に高齢化対策としての保健活動の重要性は今後ますます増してくるものであり、
町内外の医療機関と連携を取りながら、元気な高齢者の増加に努めてまいります。

第3章は、産業振興についての部分であります。

本町では、限られた財源の中で多種多様な産業を育成、支援しなければなりません。
そうなりますと、産業間の連携、他の地域との交流を進めるなどの波及効果による効
率的な施策の展開が必要になってまいります。山形県及び鶴岡市と一体的に中山間地
域総合整備事業を進めているのもその一つですし、農林水産業の振興を図りながら地
産地消の取り組みも行なっております。特産品である温海かぶについては、原産地と
しての原則を確保しながら、地域内での広がりを図るとともに、原材料をフルに活用
するため、生産者が加工販売まで可能になる施策展開を進めています。

漁業については、近年底引網漁業において後継者も確実に増え、力強いエネルギー
が高まっていますが、それらへの支援とともに、基盤整備となる資源管理型漁業を推
進しています。漁業資源の確保、各種放流事業によるつくり育てる漁業の定着化を図
っています。

観光は、今さら申し上げるまでもなく本町の主要産業であり、観光を接点としたま
ちづくりを関係団体と連携、協調しながら、キャンペーン事業などをきめ細かに実施
しているところであります。

商工業につきましては、厳しい経済情勢の下、なかなか困難な課題もありますが、
既存企業との連携を密にしながら、経営維持対策利子補給事業などを行なっている
ところであります。

第4章は福祉についてであります。

少子高齢化が進む中、信頼し助け合うコミュニティを大切にしながら、思いやりのある福祉の推進は欠くべからざることと認識しております。子育て支援としての学童保育などを進める一方で、特別養護老人ホーム温寿荘の増床を計画していますし、ミニデイサービスについては集落単位での取り組みも進めています。サービスの質をいかに確保するかという課題もありますが、公民館など既存施設を活用し、元気なお年寄りの活動の場を各集落につくることなどを進めております。今年度は、不妊に悩む方を行政が支援する施策として、コウノトリ支援事業を立ち上げました。

また、知的障害者通所作業所の自立化などを進めてまいりますし、本町の福祉の実践を担う社会福祉協議会とあつみ福祉会の二つの社会福祉法人とのネットワーク形成は、本町福祉の特徴的な点となっております。

第5章は、生涯学習、教育を含めた人材育成、地域コミュニティにかかる計画です。長期的な計画において、人づくり、地域づくりは欠くことのできない基本的な課題です。ここでは、すぐれた個性や能力を伸ばすために、生涯学習を核とした一体感のある施策の推進が肝要なところと存じます。基本的な環境の整備はもちろんのこと、他の地域との交流を積極的に行ないながら幅広い人材育成に努めるべく、例えば鹿児島県大隅町とは姉妹都市盟約を締結し、小学生から大人までの友好交流関係を築いています。また、新たな人材育成として、大学の先生に国内外の視察体験研修をコーディネートしていただきながら行なう未来創造人づくり事業のほか、若者による自由闊達な話し合いの場としてのまちづくり未来会議を進めてまいる予定であります。いずれにいたしましても、人の和、地域の和ということがまちづくりの根底にあると考え、あらゆる交流を積極的に推進していくこととしております。

昨年の夏には、FJ級ヨットの世界選手権大会を鼠ヶ関マリーナで開催し、広く世界に温海を発信いたしました。また今年は、友好協力協定を交わしている中国黒龍江省尚志市に中学生を派遣し、グローバルな体験をしていただきました。小国集落では、住民が自主的に廃校を利用した宿泊サービスを行い、都市との交流を図っております。町挙げてのイベントであるさくらマラソン大会、サンセットビーチ・トライアスロン大会などもリピーターをつくり出しました。また、交流とは必ずしも人の往来だけを指すものではありません。交流人口の増加も大切ではありますが、地域間の連携、産業間の連携、これらこそが今後の交流の重要なテーマであると思います。

以上、計画の概要について申し上げましたが、これらを推進するためには、その基盤となる体制の充実も図られなければなりません。そこで、今年の3月には温海町行政改革大綱を新たに策定し、効率的な組織機構や財政運営、またOA化の推進などについて随時点検しながらその合理化に努めています。しかしながら、現在の財政状況や社会構造の変化は想像以上に厳しいものがあり、住民の視点に立ちながら、いかにこの難局を乗り切るかという観点での根本的な行政改革の検討が必要であるという視点で、市町村合併に取り組んでいるところであります。

次に、市町村合併を考えるに際してのこれからのまちづくりについて申し上げたいと思いますが、その前段として、本町が保有する資源について幾つかご紹介したいと思います。本町は、全町がいわゆる中山間地域であり、営々と古来から自然とのかかわりの中ではぐくまれてきた資源が多いのが特徴だと思います。

ご覧の写真は関川のしな織でございます。科の木の皮をはいで、幾つかの工程を経て糸にし、帽子や財布、名刺入れなどの工芸品を作るのですが、山深い山村で母から娘へと密かに引き継がれてきた文化的な特産品です。全国的にも貴重なものとされ、1995年には関川において、沖縄県喜如嘉の芭蕉布、静岡県掛川の葛布などと全国古代織サミットを開催しております。しな織センター並びにぬくもり館を拠点にその産業化を図っております。なお、この関川地区は、戊辰の役最後の激戦地となったことから、その古戦場碑がありますが、ここに鹿児島から訪れたのが縁で先ほど申し上げました姉妹都市交流が始まっております。

関川のすぐ隣の集落が、そばと霊峰摩耶山の地である越沢です。越沢そばは、新鮮な地場産のそば粉と自然薯だけで作りますから、風味豊かで、結構ファンの方がいらっしゃいます。庄内南部地区にはおいしいそばが多いようですから、それらが競合するのではなく、街道としてつないでいくのはどうでしょうか。いずれにせよ、ぜひ一度ご賞味いただきたいと存じます。また、朝日村との境界に切り立つ摩耶山に登ると、真下に荒沢ダムを望むことができます。春の山開きと秋の山閉じの際に、登山に訪れながら越沢そばや山菜、きのこなどを食べるのを楽しみにしている方も多いようです。

小国には、中世の遺跡である小国城址があります。つい先ごろ、国指定の史跡にすべく審議会の答申がありまして、国指定史跡として指定されました。お城の名残りとして、街並みが城下らしい雰囲気を残しておりますし、若者が弓を射る神事も引き継がれています。写真は、廃校を利用した宿泊施設小国ふるさとふれあい村です。開村以来14年になるふれあい村は、地域の有志で運営されており、なかなか大変なところもありますが、平成9年には隣接地に交流促進センターも竣工し、また小国ふれあい公園の整備も図り、都市との交流を住民自らが主体的に行なっている事例であります。年間約2,000人の方が訪れております。

次に山五十川ですが、歌舞伎とお能の二つがともに引き継がれている集落は、全国的にも珍しいと言われております。これらの貴重な衣装を将来に引き継ぎながら展示する古典芸能収蔵庫の建設を計画しています。また、この地のシンボルは樹齢1,400年といわれる玉杉で、根元の周囲は19メートル、高さは33メートルの巨木です。国指定の天然記念物ですが、中山間地域総合整備事業で、玉杉公園を計画しているところであります。

一霞地区は、ご承知のとおり温海かぶの原産地であります。400年前から焼畑、自然農法を守りながら、営々と作り続けられている逸品であります。種の保存にも努めてきた長い歴史があります。この地の山の斜面には、先人の気長で地道な作業が染

み付いています。夏になると、あちらこちらから焼畑の煙が立ち昇るさまは、一つの風物詩として趣があります。温海かぶは、本町のほか庄内南部の特産品として定着しておりますが、今後とも特産品として研究開発に努め、一層品質を保ちながら、協調性を持って全国に供給していくことは、とても大切な課題であります。

鼠ヶ関です。県内でも屈指の港として栄えてきました。近年こそマリーナやマリナーパークなど海洋リゾートが整備されましたが、奥羽三大古関の念珠関所跡や念珠の松庭園、弁天島といった歴史的な資源も多い県境のまちです。集落活動も活発で、手作りのイベントも多く、全国大漁旗フェスティバル、月山夏スキー＆ヨットレースなどを開催しております。新鮮な魚介類をモチーフにしながらの取り組みが行なわれていますし、鼠ヶ関小学校では授業にヨットを取り入れるなど、海とのかかわりも大切にしています。

年が明けると、いよいよ寒だらの旬がやってまいります。冬になると、日本海の表情が時に荒々しさを見せますが、時化の合間に取れる寒だらの味噌汁は、骨の髄まで温まることができます。どちらかという冬場は静かな地域となるのは庄内に共通したところではありますが、赤かぶと寒だらは、冬ならではの味わいであり、特に特化した資源と言ってよいと思います。

最後に温海温泉であります。開湯一千年と言われる温海温泉は、横光利一、与謝野晶子、斎藤茂吉らの文人墨客も数多く訪れ、小説や詩歌などに多数うたわれているように、四季折々の風光明媚な温泉として古くより人々に愛され続けております。情緒豊かな自然環境、海山川の新鮮な食材を使った料理、温かなおもてなしなど家族づれから団体客まで年間27万人の観光客でにぎわう県内有数の温泉地であります。また、全国の旅行業者が選ぶにっぽんの温泉100選において今年は第15位にランクされましたが、毎年上位にランクされているように、安心して送客できる温泉地ということでプロの目からも高い評価を受けております。早朝からにぎやかな声がこだまする名物朝市は、260年の歴史があり、温海温泉の風物詩となっています。農産物や水産物、作りたての漬物、菓子類などが並び、それを売り買いするあばとのやりとりも朝市を訪れる楽しみの一つです。平成11年には温泉街の中央に朝市広場が整備され、リニューアルオープンしております。ご覧の温海川沿いに咲く春の桜は絶品ですし、温海温泉バラ園まつりなども行なっているところですが、近年はなかなか厳しい状況にあることから、ポイントを絞りながら新たな展開を図っております。

ご覧のイメージパースは、現在整備を進めている湯のまちリフレッシュ事業のものです。温泉街の中央に人だまりのポイントとして足湯と飲泉所を設け、観光客や住民のコミュニケーションの場を創出します。また、安らぎの川整備事業として、温泉街を流れる温海川を改良し親水空間とプロムナードを整備する計画を山形県とともに進めており、来年度から着工する予定であります。これらを起点に、地域挙げて、歩いて楽しい温泉街づくりを目指しています。先ほども申し上げましたが、景観をテーマに新しい展開を図っているところでもあります。

かいつまんで申し上げましたが、以上のようなことを踏まえ、今後の温海の地域づくりのテーマを3点に絞って展望します。何より、歴史的に引き継がれ、地に根を下ろしている既存の資源を最大限に活用することが安定性を確保するはずでありますし、新しい地域における本町の役割を具現化します。テーマの第一には、豊穡な自然にはぐくまれる山漁村資源の活用であり、第二には癒しと安らぎの空間づくり、そして第三は、集落コミュニティの活性化です。それらについて、それぞれご説明申し上げたいと思います。

最初は、山漁村資源の活用についてであります。我が国は、食糧自給率が40%と先進国としては例外的に低く、多くを輸入に頼っています。なくてはならない食糧の話ですから、ある意味では極めて不安定な国家なのであります。そのような中で、庄内南部のように豊穡なところは珍しいのではないのでしょうか。おおよそ必要な、しかも安全で新鮮なあらゆるものが、ここにはそろいます。庄内南部全体で地産地消を推進し、食糧面では100%自立できるような夢を描きたいと考えます。試験研究、稲作、果樹、酪農などそれぞれの構成市町村が分担し、実現する素地が私たちの地域には存します。四季折々の食材を効率的、安定的に地域供給し、楽しい食卓を実現したいと思います。その中でも、当地域では、森林があってこそ良質なものが作られる山菜やきのこなど、そして日本海ではぐくまれる、鯛やたら、あわびや牡蠣など豊富な魚介類、それらの一部を担当したいと思います。併せまして、山漁村を活用した加工品や工芸品を戦略的に産業化し、地域振興に導きたいと考えます。赤かぶなどの漬物はもちろん、一夜干しなど、材料に付加価値を付けて販売することは従前から行なわれてまいりましたが、新たな施設と技術をもってこれをさらに発展させること、またしな織りなど伝統工芸品についても、生産から商品化までまだまだ研究開発の余地があります。固有の産業として高めていけば、雇用の創出にも通ずるものと思っています。与えられた豊かな山漁村資源を最大限に活用すること、これが第一のテーマであります。

次は、癒しと安らぎの空間づくりです。人が究極的に欲するものは、健康であります。また、癒しと安らぎは、観光産業の巨大な商品になりつつあるようです。併せまして、地域住民の健康づくりにも活用できればと思います。いわば、交流のステージづくりにもなろうかと思えます。景観をテーマにした歩いて楽しい街並みづくりもそうですが、もう一步広げて、自然を活かしながら心と身体の健康を意識した保養地づくりに取り組んでいきたいと考えます。例えば、最近ブームのトレッキングあるいはウォーキングコースであります。東北自然歩道、新・奥の細道ルートの鮭と佐渡の見えるみち、そして義経上陸のみちがありますし、そのほかにも、新潟山形県境の日本国登山ルート、温海川の四の滝金山ルートなどがあります。こうした資源の整備やPR、そして二次交通の整備を検討してまいりたいと考えております。さらに、海洋レジャー・スポーツにつきましても、海水浴やヨットなどマリンスポーツをさらに一般化することはもちろん、磯遊びや魚釣りを安全かつ気軽に提供できる環境整備を検

討してまいりたいですし、日本海の夕陽を有効に資源化することも研究課題の一つです。温泉を核としながら、多くの方が趣味を満喫し、ゆっくりとくつろげる地域づくり、これが第2のテーマであります。

国道7号の道の駅しゃりんにつきましては、1点目の物産の展開と2点目の安らぎ空間の両方の機能に関連させた根本的な見直しを行なうことを検討していきたいと考えております。幸い、国土交通省の協力を得ながら、今年度から来年度にかけて一部のハード面もリフレッシュされます。地場産品の供給とPRの基地にしながら、夕陽を楽しむスポットとして、また海と親しむ場として整備していきたいと思っていますところ です。

最後に、集落コミュニティの活性化であります。集落につきましては、冒頭申し上げましたとおり、これまで本町の生活基盤として住民の支えとなってまいりました。ところが、景気が低迷するとともに、あるいは生活圏が拡大するにつれ、人と人、地域と地域の結びつきが緩みつつあるような気がします。今後さらに、人口の減少や高齢化が進むことになれば、これまでの機能の発揮は期待しにくくなります。また、その一方では、住民のニーズが多様化しつつあることなどから、地方の良さである地域共同体の今後のあり方を、ここで改めて考える時期に来ているように思います。そのため、行政の役割と地域の役割を明確にしつつ、負担は取り除きながら自立性をいかに確保するかという考え方で取り組んでもいるところでもあります。これまで、集落自治の観点から、自主的に運営し拡大してきた結果、すべての集落が施設を保有し管理しており、比較的規模の大きな集落においては、独自に事務員などを雇用しながら事業を展開し、組織を運営しております。確かに理想的な自治組織ではありますが、人口の減、少子高齢化が顕著なここに来て、先行きを不安視する声も高まりつつあり、現在町では、今後の見直しをすべく、さらに検討に入っているところでもあります。地縁の結びつきを維持しつつ、地域の活力を高めていく、集落コミュニティの活性化、これが第3のテーマであります。本町が新しいまちづくりを考える上で、集落の活力維持は、とても重要で大きな問題であります。

以上、今後の温海町の基本的なテーマと役割の展望を申し上げましたが、最後にまとめとして、庄内南部の一体感と総合的なまちづくりにあえて言及したいと存じます。時代は、日常生活の地域完結型社会が終焉したばかりか、一気に飛躍して、グローバル化が進展しております。国内はおろか世界の情報を自宅にいて瞬時に取り込むことができます。あらゆることにおいて、スタンダードの位置がわからないような多様で複雑な社会になりつつあります。このような時にあってこそ、隣接する地域が一体となり、資源を共有化することによって、あるいは補完しあうことによって、結果的に自立し得る団体をつくるべく、ともにエネルギーを集約しながら検討を行ない、歩んでまいりたいと考えます。豊かな資源の確保と供給、そして都市機能などについて、それぞれの市町村が役割をしっかりと定め、それらを有機的に結びつける必要があるという考え方です。得意とする分野でポテンシャルを最大限に発揮することが

できれば、私どもの地域基盤の安定化を図ることができます。その上で、新たな展開を画策することが必要です。そのベースが、資源の共有化、そして機能の分担であると考えます。

終わりに、真に強い力のある行政体をつくり上げるためにこそ、活性を図りながら共生するという目標、しかも「温もりのある活性と共生」、そして「真の交流社会の実現」、これを本日のメインテーマとして掲げたいと思います。そして、未来に向けた地域としてどうあるべきか、構成する市町村間で徹底した検討を行なっていきたいと考えております。

以上をもって温海町の説明及び提案とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○ **佐藤智志事務局次長** 榎本助役さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今温海町さんから第4次の総合計画でありますとか、まちづくりの特色ある資源、それからテーマについてご提言いただきましたので、ここで委員の皆様からご質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ **菅原一浩委員** 鶴岡市の菅原と申します。1点質問をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。私も、数年前に鶴岡にUターンで戻ってまいりましたが、それまで東京また大阪の方で暮らしておりました。全国の温泉地などを回りましたが、やはり温海温泉というのは非常に全国的に誇れる温泉地であり、また貴重な観光資源であると改めて感じておる次第でございます。昨今まちぐるみでいろんな施策を講じている温泉地があらうかと思います。今朝ほどの朝刊におきましても、西川町の志津温泉郷のおかみさんたちが九州の由布院であるとか黒川温泉の視察に行ってみまして報告会を催したというような記事もございました。生き残りをかけまして、今後さらにいろいろな施策を講じる地域が出てくるかと思われそうですけれども、温海町さんにおかれましても先ほどご説明がありましたように温泉を生かした、景観をテーマにした新しい展開をなさっていくということでございました。他地域との差別化を踏まえながらそういったことで詳しい展開など、具体策がございましたらお教え願いたいのですが、よろしくお願いいたします。

○ **榎本竹司温海町助役** 景観をテーマにした温泉街ということではありますが、例えばお客様が旅館に入ってそのまま外に出ることなく旅館から帰るというような温泉場ではなく、夕食前のひとときを温泉街に出て、眺めて楽しみながら歩いて回ると、そういう温泉場にしたいということでもあります。できれば日中も人だまりができるようなことも考えておりますし、まちのいろんなところに休憩しながら、町並みや桜並木な

どもですが、いわゆるくつろげる空間を創出しようということで、現在リフレッシュ事業として、温泉内の町道と橋の改良工事を行なっていますが、これまでの改良と違うベンチなどを設置しながら、人だまりの空間、そして観光客、地元の皆さんと一緒に歩いて楽しくなるような町並みをつくっていきたい。併せまして県の事業であります安らぎの川整備事業で、温泉街を流れる温海川があるわけですが、それらについても休み場等を設けて川沿いでくつろげる、川と親しむような事業も進めてまいりたいと思っております。

○菅原一浩委員 ありがとうございます。

○佐藤智志事務局次長 ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○佐藤智志事務局次長 それではこれで温海町さんの市町村政の発表を終わりたいと思います。助役さんどうもありがとうございました。改めて拍手をお願い申し上げます。

（拍手）

○佐藤智志事務局次長 以上で今日予定いたしました櫛引町さんと温海町さんの市町村政の発表を終わりますけれども、本当に貴重なご提言を数多くいただきましたので、これらにつきましては整理いたしまして専門部会の方でしっかりと勉強をして、また地域の特色ある振興ビジョンでありますとか建設計画の策定に向けまして、取り組んでまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、市町村合併研修会に移らせていただきますけれども、ここで15分ほど休憩をいただきまして、15時10分から始めさせていただきますので、またお集まりいただきたいと思います。一旦休憩させていただきます。

（暫時休憩 午後2時53分）

（再 開 午後3時11分）

5 市町村合併研修会

○佐藤智志事務局次長 お待たせいたしました。ただ今から市町村合併研修会を始めさせていただきます。早速でございますけれども、初めに講師のご紹介を兼ねまして副会長の佐藤三川町長さんよりごあいさつをお願い申し上げます。

- 佐藤京一副会長** 会長さんが不在でありますので、私から講師のご紹介を兼ねましてごあいさつを申し上げたいと思います。本協議会におきましては、委員の皆様より市町村合併に関する理解を深めていただくために、合併の制度、背景や協議会の役割等についての市町村合併に関する研修会を開催してきたところであります。本日は11月28日の第2回協議会の櫛引会場に引き続きまして、研修会といたしまして県の市町村課長の穴戸邦久様にご多忙のところご無理をお願い申し上げます開催するものであります。

それでは、よくご存知のこととは存じますが、穴戸課長様の経歴を簡単にご紹介させていただきます。穴戸課長様は神奈川県横浜市のご出身で、平成3年に自治省、現在の総務省に入省され、財団法人全国市町村振興協会市町村職員中央研修所教授等を歴任後、平成11年より山形県においでをいただき、健康福祉部長寿社会課長、平成13年には企画調整部企画調整課長、同じく14年4月より総務部市町村課長としてご活躍をいただいております。

本日は、来年度の地方財政計画などの国の最新情報も含めまして市町村合併についてのお話をお聞きするものであります。それでは、穴戸様よろしくお願いを申し上げます簡単でありますけれども、あいさつと講師のご紹介に代えさせていただきますと思います。

- 佐藤智志事務局次長** 三川町長さん、どうもありがとうございました。

それでは、穴戸課長様どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 穴戸邦久山形県市町村課長** ただ今ご紹介にあずかりました山形県市町村課の穴戸でございます。本日は年末のお忙しいところ研修会ということで1時間皆様のお時間を頂戴できますことに非常に感謝申し上げます次第でございます。ただ今三川町長さんからもお話ございましたが、当協議会におかれましては先月末に総務省の担当補佐を呼んでの講演会がございまして、それに引き続くという形で、既に合併の背景につきましてもご案内のとおりでございますが、特にお話のございました来年度の地方財政計画が正式に決まりますのは、通常ですと来年の1月下旬から2月頭でございますけれども、計画の前提となります地方税あるいは地方交付税、国庫支出金などにつきましての大綱がまとまり、後ほどご説明申し上げますが、これを地財対策と言っております。本来合併については、あまり交付税とか財源とか、そういったところを中心に話すというよりも、むしろ地方分権あるいは先ほど櫛引町及び温海町からもプレゼンテーションがございましたが、まちづくりといったところで議論すべきもので、どちらかと言いますと地方財政をとりまく状況というのは、それに加えて出てきたといった状況だと私は思っておりますが、リクエストもございましたので若干説明させていただきます。

本日、私の話で使用させていただきますのは、既にお配りしていますが、表紙に絵

がついたもの及びお話がございました平成15年度地方財政対策のポイントという、この2種類の資料で話を進めさせていただきたいと思います。

では、まず絵のついた表紙の資料集の方をご覧ください。正直申しまして今日こんなに多くの皆様にお話する機会にあずかりまして非常に緊張しております。大体県議会での私の出番と言いましたら総務常任委員会で先生方10人弱なんです。こんなに皆様方を前にするのは非常に緊張しております。ちなみに国会の衆議院の予算委員会は60人ですので、それ以上の緊張感がございます。そういったこともございますので時々口が回らなくなることもあるかもしれませんが、その時はご容赦いただきたいと思います。それでは資料の1ページをご覧ください。これはもう既に合併の背景ということではいろいろなお話を各方面でなされたと思います。今私も申しましたが、合併というものを考えた場合一番大事なのは何かと申しますと、私は地方分権といったこと、これが今般のいわゆる平成の合併と言われているものの出発点かなと思っております。それに加えまして少子高齢化、もっとありていに言いますと人口減ということでございます。これは先ほどのプレゼンテーションでもございましたが、各自治体の皆様におかれまして非常に頭を抱えている問題だと思います。さも言いながらしかし、この地域のまちづくりを進めていかなければならない。これをどのようにしていくかということ、この2つが合併の大きな柱となるのではないかなと思います。そこに加えまして、厳しい財政状況あるいは先月末の講演会でも話されました小規模自治体のあり方の検討などなど、そういったものが途中で加わってきたということです。合併につきましては、現行の合併特例法というものが平成7年なんです。平成7年に何があったかと言いますと、地方行政に携わっている方はわかりだと思えますが、地方分権推進委員会が立ち上がりまして様々な意見、勧告が出されております。その出発となった平成7年、それに併せて市町村合併というものをやっていたこうと、正直に言いましてその頃はまあそうかなあという状況でございましたが、後ほど私がお話いたします財政状況とかそういったものも加わりまして、近年急速に加速してきたというところだと思います。

続きまして、次の2ページをご覧ください。これはもう既にご覧になられた方もいらっしゃると思いますけれど、現在山形県内に44市町村がございます。昭和43年にできた市もございますが、基本的にこれは庄内南部地域も同じだと思いますが、昭和29年あるいは30年のいわゆる昭和の合併の時に今日の基本的な枠組みができたと言っても過言ではないと思います。今般新しく合併に取り組むわけでございますけれど、50年前の先人はどのような状況で決断したのかなということを拾ってみました。ここに書いてありますとおり、昭和25年頃と平成12年でございますが、昭和25年頃山形県内で産業別就業者の人口が一番多かったのは、第1次産業、農業あるいは漁業、林業という方でございます。今日におきましてはいわゆるサービス業と言われております第3次産業が半分の方を占めている。道路ですが、今でこそこの道路は当たり前だと、足りない、もっと造れと言うかもしれませんが、50年前今より

も人口が多かった時代、実は県内に3,000台しか車はなかったわけです。それが今日約280倍伸びまして88万台にもなった。それに併せまして改良済道路延長も延びてきているところでございます。これは何かと言いますと、結局は日常生活圏の広がりということです。50年前の先輩方が、あるときは苦渋の決断をして今日の枠組みをつくられたと思います。そういったものというのも実は左側の時代で判断された。その結果今日我々が恩恵を受けている、あるいはそれを前提に地域づくりをやってきたわけですが、ありていに言いますと何の因果か、50年経ちましてこの時代になぜか出くわしてしまったと。では、新しいまちを考えると、50年前の先輩はこういう枠組みで今日の枠組みをつくった、さすれば50年後の我々は右側の枠組みでどのようなまちを考えるかといったこと、これが非常に重要になってくるのではないかと思います。同じように3ページにも似たような資料を用意しておきました。これはどちらかという家庭生活、あるいは家の外で大体一般的にこんなものかなと、皆様お感じになるのではないのでしょうか。何度も申しますが、昭和20年代のこのような時代に50年前の先輩方は今日の枠組みをつくった。そして、我々は右側の枠組みを前提に、先ほどの助役さんのプレゼンにもございましたが、では若者、子や孫にどのような地域を残していくかといったことが重要なものなのかなと考えるわけでございます。

続きまして4ページをご覧ください。先ほど私、冒頭の表で地方分権、地方分権と申しました。では、その地方分権とは何ぞやと言いますと、先ほどお話いたしました、平成7年頃から地方分権推進委員会が立ち上がりました。地方分権は従来ずっと市町村あるいは県が国に対して、ありていに言いますと昭和20年日本は戦争に負けて、その後新しい日本国憲法ができました。そこで第9章地方自治というものが憲法に書かれ、そして地方自治の本旨に基づくものが保障されたと。そしてまた、それを踏まえた、正確に言うとその前からあったのですけれども、地方自治法ができた。それで地方自治の本旨がかなったかと言うと、現実ではそうではなかった。これも皆様、社会の授業、あるいは実際の行政、あるいは議会に携わりながら感じるころがあったと思います。機関委任事務というのがございました。我々が選挙で選んだ首長さん、市長さん、町長さん、村長さん、あるいは知事も下品な言い方をしますと、国の役人の手下でしかないという、非常にふざけた話があったわけですが、それが何十年も続いていたと。それを改めさせようということで、それまで何十年も地方行政に携わる方の、先人の苦労もあったと思いますが、ようやく平成12年4月1日に施行されましたのが地方分権一括法ということで、まず制度的な中央集権は、もっと具体的に言いますと機関委任事務の廃止というわけでございます。そして地方分権、言うなれば住民の皆さんの身近な行政は、住民に身近な基礎的自治体、市町村で担っていただくということが、やっと制度上勝ち取ったわけでございます。ですがこれですべてバラ色かと言うと、そういうわけではございません。これも後ほどお話ししたいと思います。やはり財政自主権です。3割自治とか言われています。やは

り我々地方自治体で業務に携わる者が、ある意味では仕事のよりどころとなります財源は、正確に言いますと3.5自治、6.5依存というところがあるわけです。それを何とか解決しなければいけないということで、先月の研修会では片山プランというのが紹介されておりましたが、まさにそれもその中の一つでございまして、税源移譲を柱とする地方の自主財源の確保といったものでございます。4ページの真ん中にローマ数字の で「地方公共団体の関係者及び住民への訴え」ということで、これは地方分権推進委員会という有識者の方が集まった国の機関でございましたけれども、この時期平成13年頃、不幸にして時を同じくして厳しい財政状況、危機的な状況に陥ってしまった。この原因については後ほどお話いたします。そういったことを踏まえて、これをむしろ構造改革のチャンスとして捉え、そして地方公共団体はこれを機会に国への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治の道を模索してほしいということです。先ほど私、3割自治と、正確に言うと3.5自治なんですけど、申しました。我々行政が仕事をするときが一番何をよりどころにするかというと、国民、住民の皆様からお預かりした税金でございまして。国税あるいは地方税でございまして。ならば地方自治体が行なう場合、地域の住民の皆様からお預かりした税金でどれだけまかなえるかと申しますと、全国的に見てみますと大体3割から4割、地方交付税という確かに一般財源、用途は制限されていない財源ではございますが、国から交付されるということで依存財源と言われておりますが、あるいは国庫補助金など、そういったものに基づくのが残り6割以上ということで、これでは自主性がないと申すことができると思いますが、ただ一方でこういった3割自治が残念ながら戦後ずっと続いたことによって我々地方側にも反省すべき点もあるのではないかなと思います。例えば3割自治と言いますと、確かに10の仕事をするうち、住民の皆様から大事な税金としてお預かりしたのが3で、残り7は交付税あるいは国庫補助金など、要はよそからやってくるお金なんです。3割の地元の人の負担で10の仕事ができる、言いようによっては非常にいい話です。ですがこれは、学者の先生の方々にとっては、いわゆるモラルハザードというやつです。本来自治というのは、自分のところで住民の皆様からお預かりしたものでやって、それを住民の皆様に戻すというのが地方自治ではないかと。なのに3しか自分のところで負担なくて、10の仕事ができるというのはおかしい。そういう原因を作ったのは国ではないかと私も思っているし、現にそういう議論もあります。国が押し付けるからこそ地方はやらなければいけない。法律上仕事をしなければならない。しかし、全国皆同じ税源がお預かりできるかというとそうではございません。やはり税源の偏在というのがございます。消費税にしてもしかりです。住民税もしかりです。事業所税もしかりです。そういうことがあるから、それを埋め合わせよう、調整しよう、あるいは機関委任事務の補償をしようということで地方交付税、それがいわゆる財源補償機能あるいは財政調整機能と言われておりますが、そういったもので地方交付税がカバーしているわけです。それが、モラルハザードと言われるのは非常におかしい話なんですけど、地方財政も非常

に厳しい状況ですが、国家財政も厳しい状況ということなので、我々は両方負担しているわけですので、お互い厳しいときは、車の車輪の両軸のように上手く回さなければいけない必要があるのではないかなというふうになってきて、今日の交付税の動きになったわけですので。

では、将来的にはどうしていくのかというと、次の5ページをご覧ください。ローマ数字のⅠの1に地方税の充実とあります。要望書などでも地方税財源の充実という言葉がよくございます。先ほども申しましたとおり、住民の方からお預かりした税金で住民の皆様にサービスを返す、これが本来の自治体のあり方ではないのかと。それを考えた場合、住民の皆様立場に立ちますと、税金は何かと言いますと、住民税というのがございます、これは市町村にも収めます、あるいは県もお預かりします。それと所得税というのがございます。要は、所得税という形で税務署に収めるというものと住民税として市町村役場、そこから県も県民税という形でお預かりするわけでございます。そういったものの、要は地方の取り分をもっと増やせばいいのではないかな。そうすれば3割自治だとか言われのないことを言われなくても自治体として仕事ができるのではないかなということですが、でも、どうしても税源の偏在があり、我が山形県と東京あるいは大阪といったところとはおのずと違いがございます。そこで、そういったものを調整する機能は必要だろうということで、やはりそれにも増して、地方交付税というものが必要ではないかと。とにかく地方財政の話をしてみると、現実が今こうなっているわけですから、まず地方交付税というものが先に来てしまうというところが否めません。しかし地方自治を考える場合、やはり地方税だと、こちらをむしろパワーアップすべきではないかと。まず一丁目1番地は地方税、そしてそれを補完する、調整するということで交付税、こうすべきでないかと。後ほど地財対策のところでもお話しいたしますが、やはり実際そうなんです。やはり地方税を中心に自治体の財政自主権を確立し、それを調整するということで交付税とすべきじゃないかという動きが、地方制度調査会あるいは今年の6月の骨太の方針2002という、いわゆる閣議決定などなどでうたわれているわけです。それを国庫補助金と合わせてやってみようというのが三位一体というやつです。地方税は具体的に言いますと税源移譲です。それと交付税の制度を改正する。そして、国庫補助負担金の見直しも行う。これを三位一体で直していこうといったものです。前置きが長くなりました。こういったことが、分権の中の議論、要は市町村合併を取り巻く中の一番大事なものではないかなと私は思っているわけです。

次に、先ほどの絵で言いますと二つ目のところに人口減という話がございました。少子高齢化はもう説明をする必要はないと思います。各自治体のプレゼンテーションでも既にお話がたくさんあったと思います。7ページ、8ページに県内各市町村、県も含めてでございますけども、2000年から2030年までの5年刻みの将来人口の推計です。財団法人日本統計協会というところが今年の3月にやったものです。ここにありますとおり、各自治体とも2割から3割、多いところだと半分ぐらいの人

口が減るのではないかと。確かにこれが合っているかどうか、これはわかりません。国ですと厚生労働省の人口問題を扱う研究所というのがありましてそこでも推計いたしますが、いずれにしてもその推計はなかなか当たらない。どう当たらないかというと、現実はまだ深刻になっていく。例えば、女性が一生の間に何人産むか合計特殊出生率ですと、人口問題研究所が出していたもの以上に深刻になっているということで今年修正しました。そのくらい人口減は厳しい。そこで8ページは、これもプレゼンテーションでもございましたが、いわゆる若年層と言われている14歳以下、あるいは65歳以上の構成比です。人口割合というところが一番右側にございますけれども、65歳以上の人口割合が30年後4割以上が増えていくと。介護保険あるいは国民健康保険の需要が増えていくと。そして財政面の方からいきますと、税金を納めていただくということの割合は、今までの構造を前提に敷くと難しいのではないかと。例えば国と地方の割合とかそういったものを考えていった場合、今のままでは続かなくなるのではないかと。そこで新しいやり方、システム、制度といったものを考えなければならぬ。それはどうしていいかと、端的に言いますと増税というのが一番簡単です。でもそれは非常に大変な問題であることは皆さんおわかりだと思います。あるいは、お金が入って来ないのだからサービスを落としますというのでは、行政として放棄している、確かに現実的にそうせざるを得ないところも出てくるかもしれませんが。しかし、まだまだほかにこういった構造に対応できる、考えるすべがあるのではないかと。確かに状況は厳しいです、しかし、厳しいながらも住民の皆様の信託に応えていく行政サービスを提供するにはどうしたらいいか。ここでも合併ということで、財政面あるいは様々なところから取り組んで、例えば同じ税金をお預かりしてもその中でもより有効に活用できる方法があるのではないかと。お金の話だけではなく、まちそれぞれの魅力を今以上に高めていくといったことなど、そういったものから増やしていくべきではないかということでございます。例えば人口減の中でまちづくりと言いますと、各地域でそれぞれ資源があり、それは今日の我々がつくり上げたものもございますし、50年前の先輩方が今日の枠組みをつくってくださって、それぞれの地域でそれぞれのやり方で地域の伝統、文化、歴史をはぐくんで、後世までつないでくださったわけです。そういったものを、これから人口が減ります、お金が厳しくなります、先細り、これでは正直申しましてご先祖様に申しわけございません。それを今度は我々が次の子供や孫に伝えなければならぬ。先細りするからまちづくりをやめましょうでは、これではあまりにもご先祖様に対して申しわけございません。それがある意味では、人口減とまちづくりというところでございます。

そこに来て厳しい財政状況という話がございました。9ページをご覧ください。これは、先週財務省からもらってきた資料です。我々は山形県民あるいは市町村民であると同時に日本国民でもありますので、国の財政状況などもひもといて見てみました。国であろうが地方であろうが行政の基というのは、やはり国民、住民、市町村民の皆様からお預かりした税金です。今年の国の一般会計の予算は、8兆8,000億円

です。ではその基となるものは何かと言いますと、これは国税、税金です。税収入はいくらかというとその半分も行っていないのです。4 1 兆 8 , 0 0 0 億円なのです。基本的にはエコノミー、これは家計も同じだと思いますけども、入りをもって出を制すというのを、私小さい頃から親父から教わりました。しかし今日、入りをもって出を制するところではないのです。入りをもってその倍の出をしているわけです。その間は何をやってるかと言いますと国債というやつです、国の発行する借金です。あれでこの間を埋めているのです。今年は4 1 兆 8 , 0 0 0 億円の税収があるわけです。ちなみにこのくらいの税収の時代が昔あったかという昭和6 1 年にありました。昭和6 1 年も大体4 1 兆円の税収入だったわけです。ではその頃の出はいくらかというと、上をご覧ください、歳出は5 3 兆 6 , 0 0 0 億円なのです。昭和6 1 年も今日も入りは同じなのに歳出ベースは1 . 5 倍なのです。当然これは無理があります。ですから、一番下の国債といわれる借金、これも、昭和6 1 年の段階ですと1 1 兆の国債発行だったのが、今日では3 6 兆、3 倍以上にもなってしまった。なぜこんなことになってしまったのかと言いますと、ちょうどこの折れ線グラフの上の方の歳出規模と税収が、平成2 年ぐらいまでは両方なんとか伸びていました。ところが平成2 年以降分かれてきました。ご案内のとおりバブルの崩壊です。バブルの崩壊によりまして、最大の要因は不況による税収の減です。そして二つ目としましては、この不況を何とかしなければいけないということで国は公共事業をたくさんやりました。そして地方もやったわけですし、何よりも地方単独事業というものを行ないました。そのとき活躍したのが地域総合整備事業債、これは1 3 年度で終わってしまいましたが、地総債と言われるものに代表されるような地域づくりだったわけです。ただ無駄に使ったわけではございません。先ほどプレゼンテーションにもございましたように、やはりまちの核となる、あるいは住民の皆様の生活の基盤となるものがこの時期にできたわけです。確かにいろいろな事業を行なったわけです。しかしその中でも、例えば1 0 億円の事業をやりたいと、1 0 億円で例えば温泉施設をつくりましょう、交流センターをつくりましょう、1 0 年前2 0 年前でしたらうちのまちの財政の3 分の1 も使うのかといったことが、このときはできたわけです。そして温泉に代表されますように、各地域住民の皆様に喜ばれたものをつくっているわけです。ですからこれをもって一部の経済学者は地方の無駄遣いだと言っていますが、決してそんなことはないと思います。それで国債を増発した。そして三つ目、これは結構忘れられがちなんですけど減税なんです。実は私、平成6 年、7 年の頃地方財政を担当して、大体1 2 月になりますと一日平均睡眠時間は1 時間、2 時間で2 週間家に帰らなかったこともあったんですけども、その頃も減税やっています。最近では平成1 1 年度に減税が始まったんです。平成1 0 年度に決定して1 1 年から実施された恒久的減税と言われたやつです。これを各年度に並べていきますと6 兆円の減税なのです。ここで毎年6 兆円の減税をやっているわけです。ですからこの分も国債で補わなければならないといったことでございます。

その結果としてどうなったかといいますと、10ページをご覧ください。これが「国及び地方の長期債務の残高」で、14年度末で705兆円、15年度末原案内示段階で700兆円をなんとか切ったということで、それでも日本のGDP、国内総生産の137%、先進国と言われているところでこんなに高い国はございません。今景気が悪いといわれていますが、来年の政府見通しですと実質で経済成長率は0.6%上ると言われていますが、仮に1%上がったとして、これはとてもいいことですが、しかしここに落とし穴があるのです。世の中景気が良くなりますと金利も上がるのです。仮に経済成長率が1%上がったとします。そうしますと先ほど言いました国税収入が42兆円ですから1%上がって、租税弾性率、税収弾性率とも言われていますけども、要は経済成長率が1%上がれば、税収がどれだけ上がるかと言われているものなのですけども、日本の場合では大体1.2ぐらいかなと経済学者などは言っています。そうしますと、42兆円に経済成長率1%上がって、租税弾性率1.2を掛けますと、大体5,000億円税収が上がるんです。よかったよかったと思うかもしれませんが、先ほど申し上げました国、地方の借金を700兆円と考えますと、これの1%は7兆円なのです。このとおりになるとは限りません、経済成長率と金利が必ずしもイコールフィッティングかということそうではないと思います。ですが、要は景気が良くなれば税収は上がるわけです。それに伴って金利も上がりますと、それを抱えている膨大な借金の利子払いだけでも大変になる。こんなことを言うと、そんなことは10年前も言ってたじゃないかと、確かに言っていました。日本丸は沈没していません。なぜかと言うと低金利に支えられたからです。ただ、こうなりますと非常に厳しい状況になるということが予想されるわけでございます。

そこでじゃあどうするかということで、12ページをご覧ください。これは既にご覧になられた方もいらっしゃると思います。今年の6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針2002というやつです。そこにも書いてありますが、改革と展望の期間、これは平成14年度から19年度ですが、数兆円規模の縮減を目指す。その中で地方においても、先ほど言いました三位一体です。基本的に交付税というのは税収なんです。それをこれに重心を置くのではなくて、地方税に重心を置いた地方自治、財政自主権の確立を図るべきだと、その中でもどうしても税源偏在がある場合は交付税で行く、そしてまた交付税をなかなか減らさせない原因は何かと言うと、国が機関委任事務を廃止したとはいえ、いろいろな法律であしなさい、こうしなさい、国庫補助金もつけるから、裏負担も交付税でみるからということをやっていたわけですが、このシステムを変えていこうというのが、骨太の方針2002というものでございます。今回、20日とか21日の新聞、あるいは25日の新聞になりますと国の予算の原案がまとまったという報をご覧になったと思います。この中で小さい扱いだったのですけれど、三位一体の改革のいわゆる芽出し、義務教育の制度の芽出しで2,000億円だったかの移譲とかあるわけでございます。これは具体的には市町村というよりも県にかかってくる話でございますけど、そういったものが芽出しとして

始まったわけです。額にしてここに書いてある数兆円に比べれば小さいじゃないかと言われるかもしれませんが、そこで財政自主権を、自立を持った、国からああしろこうしろと言われぬがんじがらめのお金でないものを増やしていこうということをやったわけです。ただすぐに地方税には行きませんでした。そこで特例交付金という地方交付税に似たもので調整するという決着になったわけですが、しかしこれで終わりではございません。来年の6月に向けまして地方税の充実、税源移譲といったことにつきましては、引き続き取り掛かっていくわけですが、

交付税の話も出ましたので、ここでもう一つの方の資料、地財のポイントというのをご覧ください。地方財政計画はどうやって作っていくかと申しますと、この資料集の一番後ろの9ページをご覧ください。地財対策はどうやっているのかと言いますと、大体毎年11月下旬から12月に来年度の地方財政を考えるんです。まず歳出、例えば公務員の給料はどのぐらいなのかとか、公債費は借金の返し方でどのぐらいお金が出るのか、あるいはいろんなまちづくりとか一般行政経費のソフト事業、あるいはハード事業とかいろんなことでお金がこのぐらい出るだろうということを試算します。同時に入りもやりましょう。例えば来年の経済成長率はどのぐらいになるのか、地方債はどのぐらい起こせるのか、この段階では国税5税ですが交付税はどのぐらいに出るのかということを計算します。この9ページにありますとおり、大体は不足しているんです。昭和60年から平成3年あたりまでは、今だから申しますがこのころ実は、国よりも地方財政の方が豊かだったのです。でも今日はこうでほとんど不足がある。では、地方財政のこの不足をどうやって埋めるのかと。そこでまず税源移譲しろです。国税として預かっているものを地方税に移しなさい。今年もやりましたがたばこ税です、今まで国税として預かったたばこ税の一部を地方税として回す、都道府県あるいは市町村に入るようにする。それでも限度がある、財務省も何でも税源あげましょうとは言わないです。なぜかと言いますと国家財政の基盤ですから。もう一つ、税源移譲をすると日本の国債の価値が下がるんです。トリプルAとか、トリプルBとかムーディーズなどがありますが、そこで何で決めているのかの一番大きな理由は、どれだけ国税収入が上がるかなんです。それで世界各国の国債というものの評価がされるのです。今日本は非常に低いんです。ある評価研究所によりますとBクラスになっています。そういうこともあって、国の財政当局は離さないということになっているわけです。それでは、らちがあきません。その次に地方交付税というものを増額しようじゃないかと。あるいは国ではやはり国ばかりやらせないで、地方も幾分と努力してくれと。例えば、地方債は普通75%の充当率で、要は100のうち75は地方債という地方の借金でまかなえる。残りの25%は一般財源、これは地方税とか地方交付税でまかないましょうというのをもっと上げて90%までにしてくれとかいうようなことをやるわけです。

では今年はどうなったかと申しますと、1ページにお戻りください。地財の規模は8兆6,000億円で、先ほど言いました国の一般会計が8兆1兆でございますので、

今国の一般会計の財政よりも地方財政の方が大きいわけです。そこで先ほど言いました不足というところが真ん中あたりに書いてあります「財源不足の補てん」ということで、(2)と次のページの(3)は減税ですので飛ばしますが、減税分を分けて通常ベースでも不足が13.4兆円、去年が10.7兆円でしたので過去最大の不足が生じたわけです。ではどうしようかということで、そこにも書いてありますが、地方交付税の増額による補てんということなんです。

それをもっと詳しく見ますと、7ページをご覧ください。平成15年度地方交付税の総額というのは、約18兆700億円でございます。下に書いてありますが、前年度は、今年度ですが、19兆5,449億円なんです。7.5%の減、こんなに交付税が減ったのは私も経験がなかったです。地方財政も厳しいですが、国家財政も厳しいということでこのように交付税が減になったわけでございます。ただここで注意しなければならないのが、積算のところをご覧ください。国税五税の法定割合、ここにもございますとおり、所得税や酒税、あるいは法人税、消費税、たばこ税のあるものは32%、あるものは35.8%これが自動的に交付税の財源になるわけです。これが実力ベースなんです。そこが10兆円です。国の税収も下がっております。それを受けまして交付税も下がるわけです。ちなみにこの実力ベース、14年度、前年度は12兆7,300億円なんです。ですからそれよりももっと減っているんです、2兆円も減っているんです。先ほど申しましたが、やはり残念ながら景気がよろしくないということで税収も上がらないということなのです。ですから、税収が下がれば交付税も下がるんです。なのに、今までの交付税の総額を見ているとピンと来ませんでした。その間に から までの口の悪い人になると手品があったわけです。要は、国も半分は見るから地方も半分は見ろと、ただそれを今まで特会借入金というやつ、地方交付税の特別会計があったわけです。その交付税特別会計で借金をしよう、昔ですと財政投融资資金などを使って借金をしようと、その借金は将来の交付税から返していきましょうと、要は先食いです。そういったことを今までやってきたわけです。それではもたないだろうということで、国も一般会計から加算します。今度は財源は、結局国も税収はありませんから国債です。国債を大量発行したんです。一方で地方も自分で我慢してくれということで、一番下にある臨時財政対策債と言われている赤字地方債ですが、これも増やしましょうということで、18兆700億円という額になったと。実力は10兆円なんですから、現在の交付税の総額の6割ぐらいしかないのです。それでは国も地方ももたなくなっているということで、三位一体の改革をせざるを得ない状況になってしまったわけでございます。ちょうど私が携わった七、八年前というと、何とか景気が良くなるだろうと、今公共事業を行なえば何とかまた昔のバブルのほどに行かなくても、税収は上がると言われていましたが、なかなか上がらなかった。残念としか言いようがございません、不幸にして。しかし、考えようによっては日本が成熟化してきたのかなと。いろいろな議論はあるわけですが、しかし実際として見てみますと、例えば高度成長期、1955年から73年ですとGDP

は毎年毎年15.6%上がったんです。それに伴いまして国税も毎年毎年16%、地方税も毎年毎年17%上がったんです。ですから5年もすれば倍になるわけです。そのぐらいの勢いだったのです。そして、1973年にオイルショックを迎えましたが、バブル崩壊の1990年までの間、それでもなんとか1桁台の成長を維持したわけです。正確に言いますと、GDPは平均しますと毎年8.1%伸びた、国税も9.2%伸びた、地方税も10.1%伸びたのです。ところがバブル崩壊から名目GDPで毎年1.6%しか伸びない、国税収入にいたっては毎年平均しますと2.5%逆に下がっているのです。地方税は0.9%、ほとんど現状維持です。日本という共同体が、ある意味では成熟期を迎えたのではないかと。それを今までのやり方、右肩上がりを前提にした考え方から変えなければいけないのではないかと。なんとかバブル崩壊までもった。バブル崩壊したあとも何とかあったときが長かったから、また来ると思ったのですけど残念ながら来なかった。では、ここで変えましょうということで、規制緩和とか世の中がいろいろ変わるわけですが、地方公共団体というのは何をしなければいけないかと、財政の話だけを見ますとやはりここは住民の皆様からの負担、受益と負担の明確化ということが言われていますが、そこを明らかにした上での地方自治、地方自治体として住民の皆様からお預かりした税金でそれを見える形で返す。そうすれば、住民の皆様も自分が負担したものになりますとやはりもっと...、今でもそうお考えになるかもしれませんが、しかし、実際はもっと交付税とか国庫補助金でまかなうところが多いわけです。ただ交付税を減らせばいいのかということではいけません。だからこそ地方税源というものを移譲しましょうと。今は確かに我が町の税収入は低いと言うかもしれませんが。しかし、現行で所得税で持っていけるもの、あるいは消費税として取られるものをもっと地方の我々で使えるようにしたらいいのではないかと。地方税収入というものを変えていこうじゃないかと。これが、先月末の講演会でも話されました片山プランであるとか、あるいは地方制度調査会、地方制度調査会という小規模自治体をいじめると取られる向きがありますが、我々地方自治体にとって重要なことも言っているわけです。依存財源というのは弱いです。できれば時代の変化、社会の変化というものに対応できるには、やはり自分の財源、それはよく言われる足腰の強い自治体ということかと思います。その場合、税収ということ考えた場合、ここから少し合併に関係してくるかもしれませんが、ここはスケールメリットといったものが効いてくると思います。要は、各自治体で狭く濃く負担するのか、広く薄く負担するのかが現に考えられる手段であるわけでございます。本日、合併については財政論的アプローチから言ってみましたが、いずれにしても確かに交付税というのは日本の高度成長を支えました。そしてこの50年間日本が高度成長期を迎え、保健に福祉に衛生に企業立地に様々なところで役割を果たしてきました。しかしそういったものから、ある意味では成熟化した時代、新しい日本を考えた場合、やはり地方税を中心の財政運営というものに切り替えていくべきではないか。その中では、やはりスケールメリットというものを生かせる経営体としての自治体の方が望ま

しいのではないかと、そういったことが地方財政の話の中で伺えるのかなと思うところでございます。

またこの絵の資料にお戻りください。県内の合併の動きはどうなっているのかといえますと、１３ページ、１４ページにまとめておきました。庄内の方でも今日あたり何かがあったというような話を報道で聞くわけでございますけれども、新庄最上地域も今日の朝刊をご覧になった方はわかりだと思いますが、来年には合併を前提にした任意協議会を作りたいと。これは、庄内南部の皆様の真剣な議論というものが、県内にも非常にいい刺激になったのではないかなと私は思っています。そういったこともありまして、山形を中心とする２市２町におきましても、動きとして進んでいるわけでございます。全国的な話につきましては先月末の講演であったとおりでございます。

残りわずかとなりましたが、合併の支援施策についてお話いたします。１９ページをご覧ください。先月末の資料の中でも国の合併支援プランというのが報告されておりましたが、県でもやっております。これは今年の４月ですが、支援プランというのをこしらえました。山形県は平成に入ってからには合併を経験しておりません。どのような支援策があるかというのは、正直申しまして県としても探りながら、あるいは各市町村の皆様のニーズも聞きながら、ある意味では走りながら考えていることです。とは言いながらも具体的な支援策ということで４にも書いてありますが、例えば（１）快適な暮らしを支える社会基盤の整備ということで、例えば新しくできた自治体内の公共施設などの拠点を結ぶ道路につきましては、県の財政も非常に厳しいですけれどもその中でも優先採択とか、あるいは重点的な配分を行なっていこう。その下にも公営住宅の再編、統合などに伴うもの、あるいは上下水道が書いてありますが、特に農業集落排水などで整備水準の均一化を図るための配慮とか、（４）の で、広域営農団地農道整備の優先的な配分であるとか、あるいは中山間地域の総合整備事業で整備水準の均一化を図るための配慮など、（５）の の交付金、これは当市町村課が所管しておりますが、協議会への交付金ということでご支援させていただいておりますが、そういったことをやっていきたいと思えます。（７）に合併市への権限委譲というのがあります。これは正直申し上げまして今検討中なんです。検討中で確たるものはまだご報告できませんが、まちづくりについてやっていこうと思えます。ちょっと口を滑らせて言ってしまいますと、農地法とか農振法とか都市再開発法とかそこら辺につきまして、今県が持っている権限をお譲りしたいなと。そうしますと、特に合併したところの特例というものがあるわけでございますけど、そういったことでまちづくりをしやすいようにして行こうというふうなことも考えているところでございます。

次に２０ページ、２１ページで、これはよく言われている話で、一番わかりやすいのは２２ページです。合併したら合併算定替、要は合併して１０年の間は仮に合併しなくても一つ一つの自治体であった場合の計算をします。交付税の配分というのは配分ベースからいきますと基準財政収入額というのがありまして、基準財政需要額とい

うのがあります。簡単に言えば、その差額を交付税で補う。そこで合併算定替というのはどういうことかと申しますと、これは仮の話ですが、例えば七つの自治体が合併します。そうすると七つの自治体ごとに基準財政収入額を足していきます。そして需要額も七つの自治体ごとに足していきます。実際交付税というのは各自治体の職員が何人いるかといったようなもので計算するのではなくて、単位費用及び補正係数で掛けていくのです。これが新しくできた自治体で計算した場合の需要額、これは合併しなかった場合の七つの自治体を足した需要額、ここで言ったのは理論計算ですから、実際は例えばこれとこれが一緒だったら来ないわけです。ところが10年に限ってはおまけしようというのです。ちなみに10年前、私ある県の市町村課にいたときこの合併算定替をやっていましたけど、その当時は5年だったのです。それを合併特例法で10年にしたのです。本来合併していれば、このぐらいで交付税の世界では済むはずだという理論計算になるのです。ですから、本当は交付税はこのぐらいにしかないが、しかし個別に足したらこのぐらいになりましたが、こっちの方が多いからこちらを交付いたしますというのを10年間保障いたしますというやつです。10年間過ぎるとこちらベースになってしまうのかということそうではないのです。それをまた5年かけて軽減緩和措置をしていきたいと思います。ですからよく10年間は保障されるかもしれないけれど、11年からは減っていくのかという話がございすけども、やはり新しく自治体ができたら、10年間やればそれ相当に仕事のやり方も触発されていくんです。これは特に行政に携わっている方はわかりだと思えます。今まで当たり前だと思っていたのが、実は新しいやり方が入ることによって、そこで創意工夫が図られていくのです。そういったものが図られれば、本来これだけで済むはずなのに10年間もここまでおまけしてくれるというのは、ある意味では非常に、ちょっと甘すぎやしませんかという気持ちだってするんです。だから、国も確かに甘かったかもしれないということで、合併特例法は17年3月31日で延長しないというのはそういうことなのです。10年間はある意味では下ごしらえで、その間に新しい自治体としての体制を整え、新しい課題に対応できる体質を作っていこう。10年あればできると思います。現に、例えばふるさと創世というのが始まったのが、竹下さんが1億円とあの頃ありましたが、中堅あるいは幹部の方はわかりだと思えますけれど、10年間行政を見てらっしゃった方思い出してください。ふるさと創世が始まる前の各自治体とふるさと創生で大体各自治体もいろんな施設をつくった、それに伴ってソフト事業も行なった、まちづくりもやった、そういったものをやったところを見てください。10年もあれば違うのです。今というのは50年前の先輩が培ってくださったもののおかげで我々仕事をやってきました。それを今度は20年後、30年後の子や孫の世代に残すのに、このときに携わってしまった我々がやる時に来たと、ある意味では歴史の生き証人にもなれるわけがございすけれども、そういったことがあるわけがございす。

次の23ページをご覧ください。合併手続きの概要ということで一般的な流れです

が、本日の庄内南部地区合併協議会ですが、ここに一般の例でA市とB町があります。そこに合併協議会の設置というのがありまして、設置してからちょうど市町村建設計画に係る協議に入ろうとしているところです。ちなみに、ここまで来ているのは県内ではございません。その意味では、私も本日お伺いしまして庄内南部地区の議論というのは、非常にいいプレゼンテーションをされているなど、それぞれのまちが誇りと歴史的なものを培っています、そういったものを出し合って、そして総合計画のすり合わせとか、いろんな方針とかをかけて、そして住民の皆さんにも、本日の新聞にもご自由にどうぞと載っていましたが、すばらしいことをやっているなど。これは全国的にも非常に開かれた、本日も委員以外の方でも、議員の先生、行政関係者、住民の皆様、こうやって進められているのは、非常にすばらしいことだなと思っています。そういったことで情報を出しながら、またすり合わせをした結果これでどうですかと、やはり何もなくて、はいどうですかと言われても、私も部下から考えてくださいと言われたとき、ちょっと原案を作ってきて来いとなります。そこで、原案なり何らかの方針ができて、それでこれはどうだ、あれはどうだ。22か月とか言われていますが、逆に言えば22か月もあるわけです。今、時代の動きは非常に目まぐるしいときです。やはりしっかり議論してすり合わせて、そして出していく。そして、それをキャッチボールというか意見を聞く。最終的にはこの表にもございますとおり、議会の議決なんです。ですから、極端な話を言うと、議会の議決がなければ合併はできないんです、県とか国が言ってもならないんです。ちなみにスウェーデンでは、すごい強制合併をやったんです。国会が議決してどこの市とどこの町と一緒に合併しろとやったのです。どうしてかと伺いますと、福祉先進国と言われていますが、やはり福祉サービスを提供するには強制合併をしなければだめだということで、国会の議決でおまへの町とおまへの町は合併しなさいということをやっているそうなんです。それから見たら、議会のご判断というのは、地方自治として自主的な枠組みというのが残されているわけです。ですから、それまでの間に議会の先生方も意見を聞き、そしてその中でいろんな議論をしていく。そのために事務局としてもすり合わせとか一生懸命する必要があります。その上で住民の皆様にお諮りしてやっていくことが重要なのかなと思った次第でございます。

時間を大分オーバーしてしまいました。本日は合併の話なのか地方財政とは何かの話なのかよくわからなくなってしまいました。大分駆け足で進めてしまいました。至らぬところがあつたことをお詫びいたしまして、どうも本日はご清聴ありがとうございました。

（拍手）

○佐藤 智志事務局次長 宍戸課長さん、どうもありがとうございました。

ただ今課長さんから地方分権ですとか、地方財政について大変貴重なご講演をいた

だきましたけれども、若干ご質問の時間をいただいておりますので、ご出席の皆様から何かございましたら、若干のご質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○**質問者 1** 今、国は国民負担率が公債費を入れますと47%、来年が1%増えそうだと、今の発泡酒税とかたばこ消費税とか上がるためにということで、国が47%皆で負担しなければやっていけない状態は、到底続くわけではないので、せっかく合併するとすれば、国自身、国会を始め、国の目標が国民負担率を10%ぐらい下げるという目標を持って、全国の市町村も協力してやってもらいたいということが出ればいいのだけれども、合併の話がとにかくこのままではやっていけないということを私も認識するわけですが、その点一つお聞きしたいと思います。

○**宍戸邦久山形県市町村課長** 確かに国もしっかりしてもらわなければ困りますねと、私が言っているのかどうかあれですけど、確かに国民負担率の議論だと、今のお話は多分潜在的なパーセンテージの話かなと思うんです。潜在的には何かと言いますと、確かに今の負担率は実は30%台だったのじゃないかと、正確な数字は覚えていませんが、しかし将来の先ほど言いました借金を返していくということになりますと潜在的なものは40何%になってくるんじゃないかと。非常に厳しいかと、でもヨーロッパなどではさっきのスウェーデンでは確か国民負担率が75%だったですかね、これも正確な数字ではないですけども、いずれにしましても、それは下げていくようにしなければ、それは国民一人一人求めるわけです、それは当たり前です。それと同時に、今までどちらかという将来の税収を充てにして今の負担をやる、だから先進国の中でも比較的日本の負担率は低かったというのは、ある意味では、日本の経済は伸びるんだ、右肩上がりなんだ、だから将来は大丈夫、金があるからというのが前提としてありました。しかし、残念ながら成熟過程を迎えた日本で今まで以上に期待できるということは難しくなってきたのかなと。ですから、本当はもっともっと、ある学者などは消費税何%上げろ、10%も上げろと言っている人もいるぐらいです。それを何とか今上がるのを下げよう下げようとしていると、そういうところだと思います。国の財政統計は、経済財政諮問会議とかいろんなところで議論されているわけですが、その中ではやはり国民の負担率を下げるのは願っているわけですが、ただやはりどうなんだと話を伺ってみますと、今本当は上げなければいけないときに、それを維持するだけでも結構大変なんだと。じゃあ、将来上げないためにどうしたら良いかと、今生きる我々が比較的総体的に低いのを甘受するか、そして孫子の代にもっと高く払ってもらうか、それとも今我々が若干高めにしても、孫子の代にこんなに上がるのを少しでも抑えられるかというところだと思うんです。私も小泉さんでもなければ、竹中さんでもないの、「はい、わかりました。お任せください。」とはとても言えませんが、これはある意味では地方財政にも絡んでくる話だと思いますが、今

の世代で解決できることはなるべく後世の世代には残さないようにしていこう、そのためにはどうしたら良いかと。これはある意味では、地方財政でも、あるいは行政運営でも、市町村合併でもいろんなところで言えると思います。そういったところが必要なと思っておりますし、やはり地方も努力するのだから国もそのくらい努力しろというのは、私も思っているところでございます。以上でございます。

○佐藤 智志事務局次長 ありがとうございます。

○質問者 2 一つ質問したいと思います。いわゆる地方分権一括法が12年にスタートしたわけでありまして、今進めている市町村合併は、10年間今のままの地方交付税を交付すると、そういう基本に立っているかと思えます。このまま続けていけば、地方分権一括法にあります財源の移譲というものはないままに10年間進むような気がします。その財源移譲の可能性について伺いたいと思います。

○穴戸邦久山形県市町村課長 頑張りましょう、頑張りましょう。私の今日の話の中で財源移譲という言葉が結構出てきたと思います。やはり、地方は無駄遣いだと一部の学者は言っていますが、無駄遣いしているのではなく、なぜかと言うと地方は住民の方が見えています。国ですと永田町とか霞ヶ関に行かなければ見えません。ですから、それをもっと住民の皆さんに身近なところで、もっと皆さんにお金の使い方が見えるところでなされる、これがやはり我々それこそ先代からずっと日本国憲法で目指した地方自治だと思うんです。そういう意味でも今大事なことをおっしゃっていました。やはり財源移譲というのは、ただ、この中に国の役人はいないと思いますけれど、私も昔地方財政担当者として国の財政のときはこつてりやっていたのですが、政治というものを抱えていますしなかなか大変なんです。我々は地方財政ということで一生懸命頑張っています。でも、彼らは彼らで国家財政ということを考えるんです。昔は、まだお互いの借金が低かった頃、平成の一桁ぐらいの頃はある意味では分捕り合戦だったんです。しかし、今はお互いが厳しい財政状況で残念ながらお互い見えてきたんです。とは言うものの、地方自治の本旨の実現のために税源移譲はやっていきます。今の閣議決定では、来年の6月までに三位一体をやっていきます。そのためにも皆さん、税源移譲の声を上げていきましょう。よろしくお願いいたします。

○佐藤 智志事務局次長 どうもありがとうございました。

それでは、もう一方ほどどなたかいらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして穴戸課長さんの合併に関する研修会を終了させていただきたいと思います。穴戸課長さんからは、今日は本当にお忙しいところ、おいでいただきまして、誠にありがとうございました。

○**穴戸邦久山形県市町村課長** どうもありがとうございました。

(拍手)

○**佐藤 智志事務局次長** また、これからの協議会に対しましていろいろとご指導をお願い申し上げたいと思います。

6 閉 会(午後4時32分)

○**佐藤 智志事務局次長** 協議会委員の皆様におかれましては、今日は午前中から長時間にわたりご参加をいただきまして、誠にありがとうございました。また、研修会にご参加の皆様も本当にありがとうございました。

次回の合併協議会は、1月20日に三川町で開催の予定でございますので、ご出席くださいますようにご案内申し上げまして、本日の第4回庄内南部地区合併協議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。